



2010年 ディスクロージャー誌

日本海信用金庫の現況

Disclosure Report 2010



TEL (0855) 22-1851 FAX (0855) 22-7858
URL <http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/>



帆いっぱい、夢をはらんで。

ごあいさつ

第 87 期の事業概況をご報告するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

リーマンショックから 20 ヶ月、世界経済は中国をはじめとする新興諸国の驚異的な成長、欧米の一部に見られた景気回復に牽引され緩やかな回復を見せはじめたものの、ギリシャのソブリンリスク（政府債務の信認危機）は EU 諸国に大きなダメージを与えるとともに、金融システムを経由して実体経済を圧迫し、株式市場もこの欧州危機が世界の景気回復に水を差す可能性を織り込みはじめています。

一方、直近 1 ～ 3 月期の我が国 GDP は前期比年率 4.9% 増となり、日本経済が自律的な景気回復をうかがう段階に入ったことを数字的には示しています。

しかし個人消費や住宅投資は昨年の補正予算から始まった政策の効果でカサ上げされている面が強く、エコ減税に代表される政策効果は次第に弱まっていく公算が大きいほか、アジアを中心とする海外需要の先行きにも不透明感が強まっています。

「景気上向き」「回復の兆し」等の言葉や報道は、それなりに期待感をもたらすものの日本経済は成長の道筋を見出せないまま、国は極端な税収不足に悩み、個人は雇用や所得に不安を抱え、企業業績は依然として厳しい状態が続いています。

そのような中、中小企業を支援するため、麻生内閣から続いている「緊急保証制度」は取扱期間の延長、予算枠の拡大も行われ、さらに政権交代後から鳩山内閣では、中小零細企業者、住宅ローンの借り手から申し込みがあった場合には、金融機関は貸付条件の変更等を行うよう努めることを主な内容とする「中小企業金融円滑化法」が創設されました。

上向き、回復との言葉とは裏腹に、信用金庫の主要取引先である地元中小企業にとっては依然として苦しい経営が続き、実感としての企業業績は改善にはほど遠い実情にあります。

“地域の責任金融機関”として日本海信用金庫に課せられた使命は益々重く、拡充された支援策の徹底はもとより、“絆の経営”の強化に努めているところであります。

第 87 期の決算につきましては、別紙に詳しくご報告をいたしております。

総預金は 870 億円と地域の方々の圧倒的なご支持により年率 2.69% 増の中国地区内信用金庫では、トップ級の伸びとなりましたが、貸出金については中小企業支援「緊急保証制度」の取扱いで地域内トップの取扱いを行いながら、残高では 508 億円と微減にとどまりました。

一方収益面では減収・増益、自己資本比率は 11.25%、不良債権比率 7.34% と健全性はさらに改善され、安定的に推移いたしました。

今後とも、みなさまの期待と信頼にお応えすべく役職員一同鋭意努力いたす所存であります。

何卒さらなるお引き立てとご指導賜りますようお願い申し上げます。



平成 22 年 6 月
理事長 岡田 久 樹

目次

ごあいさつ		金融円滑化への取組に関する事項	18
基本方針・経営方針	1	総代会制度について	20
事業の組織	1	リスク管理債権・金融再生法開示債権	22
統合的リスク管理体制	2	業務のご案内	24
業績の概要	4	資料編	29
自己資本の状況等について	6	金庫の主要な事業内容（業務の種類）	39
地域社会への貢献・活性化をめざして	12	役員一覧	40
地域行事参加	14	事業所の名称および所在地	40
当金庫主催の催し物等	14	当金庫のあゆみ	41
後継経営者育成塾「せがれ塾」	15		
地域密着型金融の推進に関する事項	16		

当金庫のあゆみ

大正 12 年 12 月	産業組合法に基づき、有限責任浜田町信用組合設立。
昭和 26 年 10 月	信用金庫法制定により、浜田信用金庫に組織変更。
昭和 51 年 8 月	中信協コンピュータ協同利用により、預金オンライン開始。
昭和 51 年 10 月	全信金データ通信システムによる為替業務オンライン化。
昭和 54 年 4 月	カードローンの取扱開始。
昭和 58 年 12 月	日本銀行と当座預金取引開始。
昭和 59 年 3 月	本店全館新築竣工。
昭和 59 年 12 月	日本銀行蔵入代理店認可。
昭和 60 年 3 月	市場金利連動型預金取扱開始。
昭和 61 年 1 月	国債代理店認可。
昭和 61 年 9 月	自由金利型定期預金取扱開始。
昭和 63 年 10 月	第 3 次オンライン開始。
平成 元 年 2 月	金融機関の完全週休 2 日制実施。
平成 2 年 11 月	サンデーバンキング業務取扱開始。
平成 3 年 7 月	両替（外国通貨）業務取扱開始。
平成 5 年 4 月	はましんビジネスクラブ（現 日本海しんきんビジネスクラブ）発足。
平成 5 年 6 月	定期預金金利完全自由化。
平成 6 年 10 月	流動性預金等の金利自由化。
平成 7 年 5 月	浜田・江津信用金庫が合併し、日本海信用金庫となる。
平成 8 年 4 月	江津支店新築移転オープン。
平成 8 年 9 月	笠柄のザ・バンガイ内に ATM 設置。
平成 8 年 11 月	益田サティ内に ATM 設置。
平成 9 年 1 月	長沢支店オープン。
平成 9 年 7 月	東支店と平和街支店を統合。
平成 10 年 3 月	旭町支店新築移転オープン。
平成 10 年 7 月	ジュンテンドー江津内に ATM 設置。
平成 12 年 7 月	周布出張所オープン。
平成 12 年 10 月	跡市支店を出張所に種類変更。
平成 13 年 4 月	保険窓販業務（損害保険）取扱開始。
平成 13 年 8 月	信用金庫法第 37 条の 2 に基づき中央青山監査法人（現 あすさ監査法人）と監査契約を締結。
平成 14 年 4 月	ペイオフ一部解禁（定期預金）。
平成 14 年 5 月	ホームページ開設。
平成 14 年 7 月	副印鑑票（通帳）を廃止。
平成 14 年 10 月	保険窓販業務（生命保険）取扱開始。
平成 15 年 3 月	個人向け国債取扱開始。
平成 15 年 8 月	シティバルク浜田内に ATM 設置。
平成 15 年 9 月	新町支店、跡市出張所を廃止。
平成 16 年 7 月	㈱産業再生機構と秘密保持契約締結。
平成 16 年 9 月	「さんいんネットサービス」業務開始。
平成 16 年 10 月	「決済用預金」取扱開始。
平成 16 年 11 月	山陰中小企業再生支援投資事業有限責任組合に係るごうぎんキャピタル㈱と契約締結。
平成 17 年 4 月	「せがれ塾」 一期生 発会式。
平成 17 年 5 月	個人情報保護宣言「プライバシーポリシー」ホームページ掲載。
平成 17 年 5 月	住宅金融公庫証券化支援事業「フラット 35」業務委託契約締結。
平成 17 年 10 月	「浜田市共通商品券」取扱開始。
平成 18 年 2 月	「せがれ塾」 二期生 発会式。

【開示項目一覧】

●単体ベースのディスクロージャー項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	ページ
(1)事業の組織	1
(2)理事・監事の氏名及び役職名	40
(3)事務所の名称及び所在地	40
2. 金庫の主要な事業の内容	39
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における業績の概要	4
(2)直近の 5 事業年度における主要な事業の状況	5
(3)直近の 2 事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	34
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	34
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支	34
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	34
エ. 受取利息及び支払利息の増減	34
オ. 総資産経常利益率	34
カ. 総資産当期純利益率	34
②預金に関する指標	35
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	35
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	35
③貸出金等に関する指標	35～37
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	35
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	35
ウ. 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額	36

平成 18 年 3 月	商工組合中央金庫と業務提携契約締結。
平成 18 年 4 月	㈱産業再生機構と「業務委託契約書」締結。
平成 18 年 6 月	農林漁業金融公庫と「業務協力に関する覚書」締結。
平成 18 年 10 月	投資信託窓業務取扱開始 西支店 ATM サンデーバンキング取扱開始。 「せがれ塾」 三期生 発会式。 旭町支店 ATM サンデーバンキング取扱開始。 信金キャピタル㈱、日本 M&A 協会等と M&A 業務に関する協定書締結。 保険窓販新商品「医療・がん保険」発売開始。 地域力連携拠点事業パートナー機関に決定。
平成 19 年 2 月	
平成 19 年 9 月	
平成 20 年 3 月	
平成 20 年 5 月	
平成 20 年 11 月	プリル駐車場隣に ATM 設置。 「資産形成相談コーナー」オープン。（本店営業部内） 第 1 回 石見子供神楽「どんちっち祭り」開催。
平成 21 年 1 月	日本海信用金庫ビジネスクラブ総会、講演会。 「せがれ塾」 第四期生発会式。
平成 21 年 2 月	㈱日本政策金融公庫松江支店（中小企業事業）と「業務連携・協力に関する覚書」締結。
平成 21 年 3 月	浜田商工会議所と浜田市プレミアム付き共通商品券代金支払事務委託契約締結。

この一年の歩み

平成 21 年 5 月	第 31 回日本海信用金庫親善ソフトボール大会。 第 14 回「新入社員研修」。
平成 21 年 6 月	夏季特別融資資金取扱開始。 定額複利預金「なつかしの国 石見」販売開始。 特別金利定期預金「かぐら 7」発売開始。 年金相談会開催（益田支店・国府支店・西支店・東支店）。
平成 21 年 7 月	第 28 回日本海信用金庫親善ゲートボール大会。 第 16 回日本海信用金庫親善グランドゴルフ大会（浜田地区）。
平成 21 年 8 月	島根・鳥取県内 6 信用金庫統一商品 しんきん傷害保険付定期積金「ライフエール」発売開始。 第 15 回日本海信用金庫親善グランドゴルフ大会（江津地区）。
平成 21 年 9 月	アフラック「夢見るこどもの学資保険」取扱開始。
平成 21 年 10 月	浜田市公募公債「浜田きらめき債」（平成 21 年度第 1 回）募集販売開始。
平成 21 年 11 月	「年金友の会旅行」 秋の東北 秋田・山形への旅。 第 23 回東京ビジネスサミット 2009 当金庫取引先 2 社出展。 年金相談会開催（周布出張所・旭町支店・本店・江津支店）。
平成 21 年 12 月	融資商品「フリーローン・モア」発売開始。 特別金利定期預金「かぐら 8（エイト）」発売開始。
平成 22 年 1 月	第 2 回 石見子供神楽「どんちっち祭り」 開催。
平成 22 年 2 月	日本海信用金庫ビジネスクラブ総会 講演会 第 31 回日本海信用金庫親善囲碁大会 年金相談会開催（長沢支店・三隅支店・江津支店・都野津支店）。
平成 22 年 3 月	第 1 回山陰しんきんビジネスフェア開催（米子コンベンションホール）

基本方針・経営方針

基本方針

日本海信用金庫は次の三つを柱として事業を推進する。

そのために役職員は協力して凡ゆる手段を尽くし業容の拡大と内容の充実に努める。

1. 地域の発展と会員・顧客へのサービス向上に努める。
2. 堅実経営に徹する。
3. 職員の資質と福祉の向上を図る。

経営方針

日本海信用金庫は、地域の「責任金融機関」としてその使命を具体的に果たすために、地域密着型金融の取組み、単なる金融支援だけでなく、事業そのものの再生支援の必要性を最重要項目と位置づけ実践してまいります。

1. 「日本海信用金庫ブランド」の確立

- ・顧客満足度（CS）の向上
- ・社会的責任（CSR）への対応
- ・法令遵守（コンプライアンス）の徹底

2. 「絆の経営」の実践

- ・地域再生、活性化への積極的な支援
- ・地域課題解決への協力
- ・地域産業再生への支援
- ・魅力ある商品、サービスの開発

3. リスク管理体制の強化とガバナンスの向上

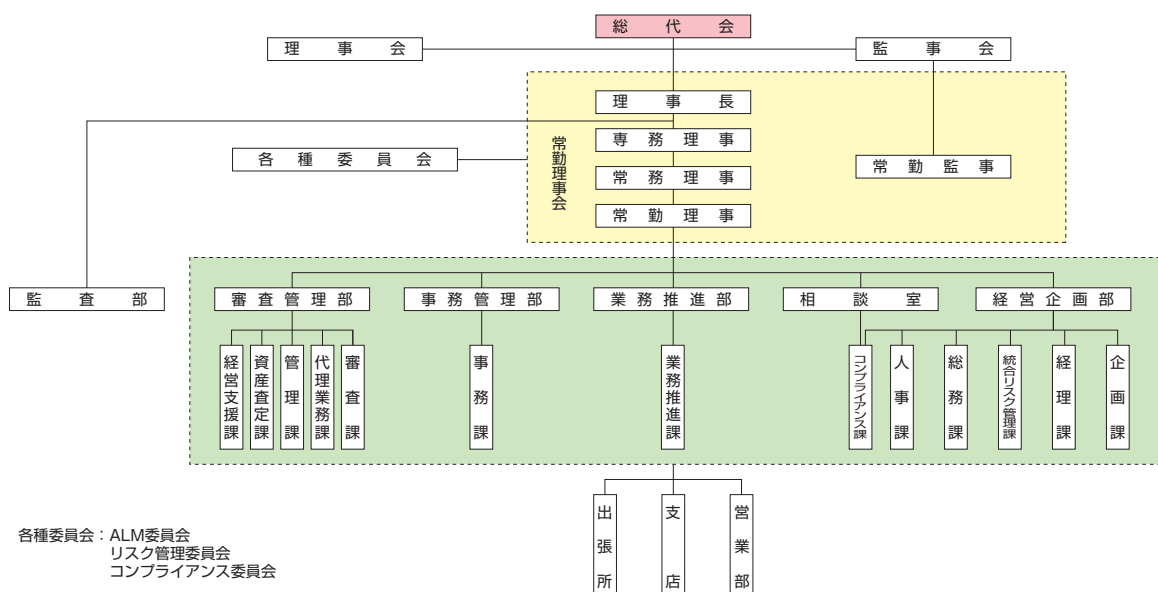
- ・統合的リスク管理への適切な対応
- ・内部統制機能及びガバナンスの向上

4. 人材の育成

- ・人間性あふれる優れた人材の育成
- ・「人間力」豊かな課題解決型金融を担う人材の育成

事業の組織

平成22年7月1日現在



統合的リスク管理体制（リスク管理・法令遵守の体制）

リスク管理体制について

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは一段と複雑、多様化しており、経営においても様々なリスクが発生します。このような金融環境の中で自己責任原則のもと、金融機関の持つ各種経営リスクを管理することが重要となります。

当金庫は、各種リスクを適切に管理することが重要であるとの認識に基づきリスク管理体制の強化・充実に取り組んでいます。

リスク名・解説		当金庫の態勢
信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクのことです。	当金庫は、資産の健全性を維持、向上させるため、個々の案件に対し与信先の信用判定を総合的に考慮した審査体制を確立しています。また、審査能力のアップを図るため、各種の研修を実施し、本部、営業店一体のリスク管理に努めております。すべての債権は、資産の自己査定に基づき、資産査定部署が厳正な資産査定を実施しており、その結果により適正な償却および引当を行っております。信用リスクの計測として、自己資本額(Tier1)の10%以上の大口与信先(関連先名寄せ後)のうち要管理先以下全先の未保全額を信用リスク量として信用リスクの計量化を図っていましたが、平成21年下期からはモンテカルロシミュレーションによるVaR法に移行しております。
	市場リスクとは、金利、有価証券の価格等様々なリスク・ファクターの変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。	
オペレーショナル・リスク	事務リスク 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。	当金庫は、正確・迅速な事務処理が金融機関への「信頼」の第一歩と位置づけ、事務手続の見直しや内部規程の整備、職員に対する内部研修等を通じて、事務リスクの管理・強化を行っております。また、内部牽制組織として、事務管理部門や監査部門を設置し、営業店等に出向いての事務指導や厳格な内部監査の実施に加え、毎月「自部店検査」を行っております。 オペレーショナル・リスクの計測として、基礎的手法を採用し、オペレーショナル・リスクの計量化を図っております。
	システムリスク システムリスクとは、コンピューター等の障害または誤作動、システムの不備、不正使用等により損失を被るリスクのことです。	
流動性リスク	流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより損失を被るリスクのことです。	当金庫は、資金の流動性を確保しつつ、信金中央金庫への預け金等を中心とした支払準備資産の管理に努め、常に必要な支払資金を確保しています。

信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスクの状況については、「リスク管理委員会」や「ALM委員会」で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

また、リスク管理の一層の高度化を図るために、今後も積極的に取り組んでまいります。

法令遵守（コンプライアンス体制）

法令遵守（コンプライアンス）について

信用金庫は、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関業務を行っており、一般企業にも増して公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。日本海信用金庫が今後とも将来にわたり、地域の皆様から信頼され支持されていくためには、理事長自ら先頭に立って、役職員一人ひとりが高い倫理観を持って行動しなければならないと認識しております。コンプライアンスの徹底は、金融不祥事を未然に防止するだけでなく、当金庫の地域における信頼性と存在感を高めていくうえからも重要であると考えており、役職員一人ひとりの意識の徹底を図っております。

本部各部および営業店の「コンプライアンス・オフィサー」を中心にコンプライアンス課との連携、調整を図りながら、地域社会の期待に応え、信頼され親しまれる信用金庫として貢献できるよう努力しています。

平成18年4月からの公益通報者保護法の施行に伴い、不正行為等の早期発見と是正を目的に、内部通報制度に関する規程を定め、庫内窓口および外部窓口を設置し、コンプライアンス体制を強化しました。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

金融商品に係る勧誘方針

平成19年9月30日より「金融商品取引法」が施行され、「金融商品の販売等に関する法律」に関連する法令の一部改正が行われました。当金庫は、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正を図ります。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜の供与は行いません。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針

平成21年6月1日から金融商品取引法等の一部改正に係る改正信用金庫法等が施行され、当金庫も利益相反管理体制を構築するにあたり、この度利益相反管理方針を作成いたしました。現在、ホームページにて利益相反管理方針の概要を掲載しております。

行動綱領

1. 社会的責任と公共的使命の遂行

信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、自己責任に基づく健全な業務運営を通じて、揺るぎない信頼を確保する。

2. 質の高い金融サービス等の提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令や社会ルールに則った誠実かつ公正な職務遂行に努める。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

5. 従業員の人権の尊重等

従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

6. 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取組む。

7. 社会貢献活動への取組み

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取組む。

8. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力は、これを断固として排除する。

業績の概要

1. 事業方針

平成21年度は、信用金庫業界における新たな3カ年計画がスタートし、当金庫もこれを受けて新長期経営計画「絆の経営2009」～新たな価値の創造と地域の持続的発展をめざして～を策定し、実践いたしました。

その基本方針として、1.地域密着型金融の深化 2.独自性のさらなる発揮 3.持続性ある経営の確立を掲げ、「絆の経営」の実践のために、1.全事業先の計画的・定期的訪問の徹底 2.「あれも、これも」の総合的取引推進による事業先の完全メイン化 3.給振・年金・ローンの重点3項目を中心としての個人、家計取引のメイン化推進を図りました。

また、役職員一同、今まで以上に地域貢献・社会貢献活動を推進して、地元中小企業、地域住民の皆様のお役に立ち、地元経済の発展と信頼の輪を広げていけるよう、誠心誠意取組んでまいりました。

2. 金融経済環境

本年度も平成20年秋のリーマンショックに端を発した世界的金融危機が、引き続いて各国で景気の後退を惹き起こし、わが国経済にも多大な影響をもたらし、一部に緩やかな回復の動きが見られたものの依然として厳しい状況が続いています。

この地域の経済においては、一部の指標に見られるような「景気はやや上向き」とは裏腹に、企業業績はほとんど改善せず、むしろ売り上げ低下はさらに深刻度を増しております。

3. 業績

預金は、個人預金が定期預金・流動性預金のいずれも順調に増加し、期中平残は前期比2,523百万円増加の90,259百万円となりました。

貸出金は、地域経済の低迷により基幹主要業種の資金需要の減少が顕著となりましたが、緊急保証制度融資の積極的な推進で、期中平残は328百万円増加の49,913百万円となりました。

有価証券は、収益確保のため債券売却を行ったことなどから、期中平残は前期比1,450百万円減少の20,289百万円、また、預け金の期中平残は3,954百万円増加の24,623百万円となりました。

収益面は、貸出金利回りや市場金利の低下等で資金運用収益は減少となりましたが、国債等債券売却益の増加に加え、費用の面では、経費（人件費）の減少、貸倒引当金繰入や株式等売却損が大幅に減少した結果、経常利益145百万円、当期純利益123百万円の計上となりました。

4. 事業の展望および当庫が対処すべき課題

平成22年度は、新長期経営計画「絆の経営2009」～新たな価値の創造と地域の持続的発展をめざして～の2年目の重要な年であります。地域密着型金融のさらなる深化を求めるとともに地域活性化しんきん運動の継続的な推進を行うために、当金庫は「絆の経営」つまり「つなぐ力」を業務運営の中核に捉え、「日本海信用金庫ブランド」確立のために、各項目を推進してまいります。また、当金庫はこれまで「責任金融機関」として中小企業経営支援には力を注ぎ、貸出条件の変更要請には可能な限り対応してまいりましたが、金融円滑化法の施行を受け、これまで以上に今後とも苦境に立つ中小企業の経営支援業務に対し積極的に取り組みます。住宅ローンにつきましても丹念に相談に乗りながら、金融の円滑化に対応してまいります。

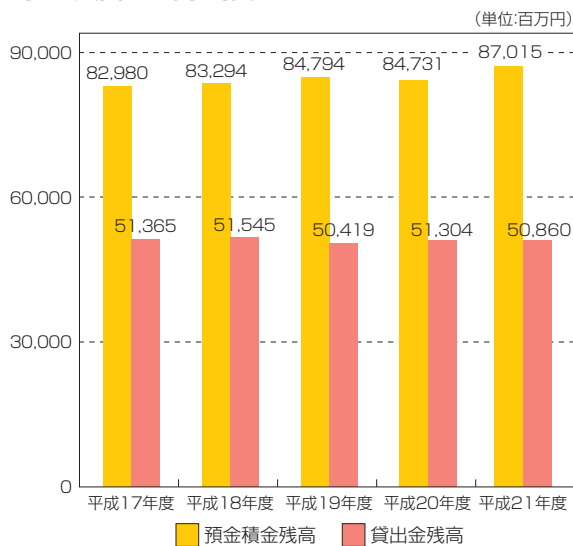
日本海信用金庫として積極的に取り組むべき課題とし、地域再生、活性化への積極的な支援、地域課題解決への協力等々それぞれの基本方針に基づく施策『あれも、これも』を一つ一つ丹念に地道にこなしてこそ、初めて実績となって具現化されるという強い気持ちを持って実践するとともに、当金庫の絶対的なテーマである「給振り」、「年金」、「ローン」の重点3項目をさらに推進し、予算必達に向けて知恵と汗を搾りながらチャレンジいたします。

役職員一同、今まで以上に地域貢献・社会貢献活動を推進して、地元中小企業、地域住民の皆様のお役に立ち、地域経済の発展と信頼の輪を広げていけるよう、誠心誠意取組んでまいります。

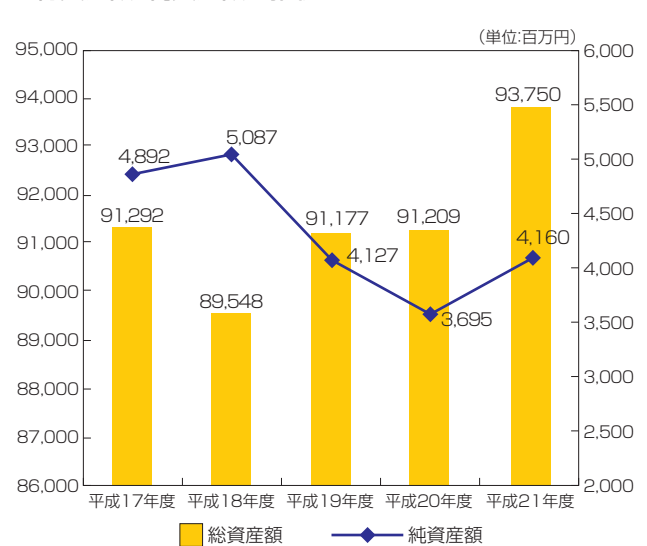
●最近5年間の主要な経営指標の推移

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経 常 収 益 (百万円)	2,153	2,213	2,229	2,272	2,187
経 常 利 益 (△は 経 常 損 失) (百万円)	261	180	△826	23	145
当期純利益 (△は当期純損失) (百万円)	211	133	△911	16	123
出 資 総 額 (百万円)	581	582	582	581	583
出 資 総 口 数 (千口)	11,620	11,656	11,648	11,624	11,661
純 資 産 額 (百万円)	4,892	5,087	4,127	3,695	4,160
総 資 産 額 (百万円)	91,292	89,548	91,177	91,209	93,750
預 金 積 金 残 高 (百万円)	82,980	83,294	84,794	84,731	87,015
貸 出 金 残 高 (百万円)	51,365	51,545	50,419	51,304	50,860
有 価 証 券 残 高 (百万円)	18,989	19,556	19,219	21,630	20,491
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	12.08	12.07	10.52	10.73	11.25
出 資 に 対 す る 配 当 金 (円)	2	2	2	2	2
職 員 数 (人)	137	142	142	152	149

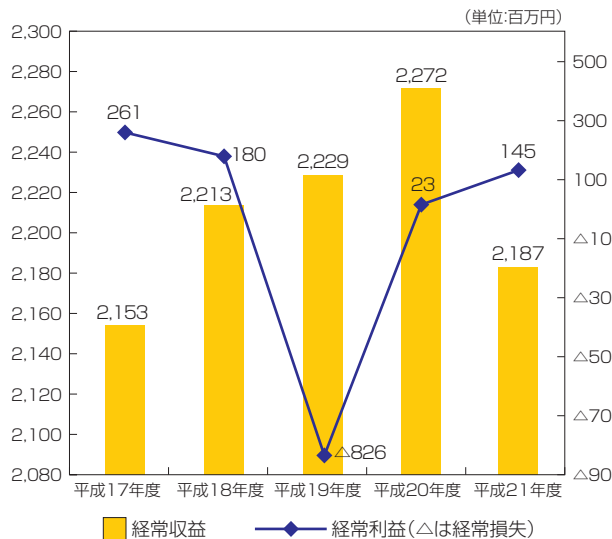
●預金貸出金残高の推移



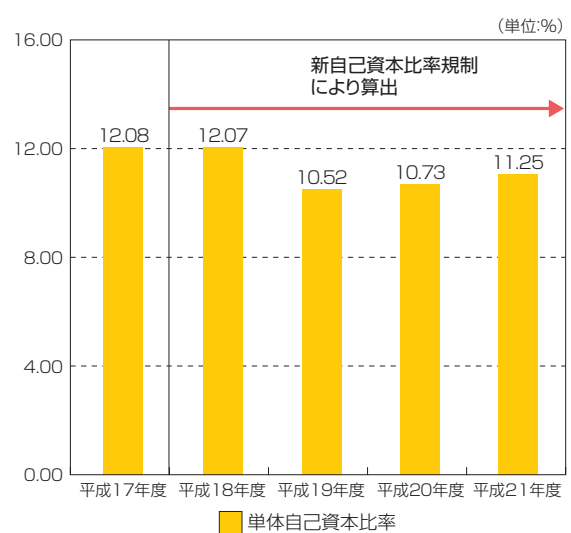
●総資産額、純資産額の推移



●経常収益、経常利益の推移



●単体自己資本比率の推移



自己資本の状況等について

(1) 自己資本の構成に関する事項

自己資本は、主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されています。平成21年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預りしている出資金が該当します。

(単位：百万円)

項 目	平成20年度	平成21年度
(自己資本)		
出資金	581	583
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	581	583
特別積立金	2,800	2,900
次期繰越金	29	27
その他	—	—
処分未済持分	△ —	△ —
自己優先出資	△ —	△ —
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	—	—
営業権相当額	△ —	△ —
のれん相当額	△ —	△ —
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△ —	△ —
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△ —	△ —
基本的項目（A）	3,991	4,093
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—	—
一般貸倒引当金	271	270
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額	△ 25	△ 30
補完的項目（B）	246	240
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	4,238	4,334
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	656
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—	460
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス（告示第247条を準用する場合を含む。）	—	—
控除項目不算入額	△ —	△ 656
控除項目計（D）	—	—
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	4,238	4,334
(リスク・アセット等)		
資産（オン・バランス項目）	35,266	34,555
オフ・バランス取引等項目	568	477
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,634	3,488
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等計（F）	39,468	38,521
単体 Tier1 比率 (A / F)	10.11%	10.62%
単体自己資本比率 (E / F)	10.73%	11.25%

- (注) 1. 「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
2. 平成20年度については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例（平成20年金融庁告示第79号）に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除していません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額（319百万円）を控除して計算した場合には、自己資本比率は9.92%となります。平成21年度は「その他有価証券の評価差損」はありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率はもちろんのことTier 1 比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づき、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

(単位：百万円)

	平成20年度		平成21年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	35,834	1,433	35,033	1,401
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	35,834	1,433	35,033	1,401
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	1	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	31	1	32	1
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公営企業等金融機構向け	10	0	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	10	0
我が国の政府関係機関向け	138	5	116	4
地方三公社向け	236	9	244	9
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,963	198	5,730	229
法人等向け	12,115	484	11,379	455
中小企業等向け及び個人向け	7,939	317	7,517	300
抵当権付住宅ローン	889	35	817	32
不動産取得等事業向け	4,373	174	4,329	173
三月以上延滞等	422	16	263	10
取立未済手形	2	0	2	0
信用保証協会等による保証付	706	28	486	19
(株)企業再生支援機構による保証付	—	—	—	—
出資等	521	20	759	30
上記以外	2,914	116	2,863	114
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	3,634	145	3,488	139
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	39,468	1,578	38,521	1,540

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別および期間帯別の期末残高

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、更には与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高							三月以上延滞 エクスポージャー		
				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		オフバランス			
		20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度
国 内		90,096	92,884	52,058	51,511	17,773	16,635	34	118	1,237	1,248
国 外		2,970	2,737	—	—	2,942	2,715	—	—	—	—
地域別合計		93,067	95,622	52,058	51,511	20,715	19,350	34	118	1,237	1,248
製造業		4,922	4,876	4,110	4,042	785	798	—	—	210	162
農業、林業、漁業		543	308	443	308	99	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		97	125	97	125	—	—	—	—	—	—
建設業		5,658	5,319	5,557	5,219	99	99	—	—	321	301
電気・ガス・熱供給・水道業		1,095	1,121	493	511	598	600	—	—	2	2
情報通信業		431	413	21	3	399	399	—	—	—	—
運輸業、郵便業		1,603	1,822	1,364	1,419	230	398	—	—	1	215
卸売業、小売業		7,570	7,416	6,918	6,759	641	649	—	—	141	123
金融業、保険業		27,581	30,733	1,590	1,631	9,546	8,300	—	—	—	—
不動産業		3,344	3,225	2,947	2,825	394	398	—	—	—	—
宿泊業		2,012	2,098	2,012	2,098	—	—	—	—	157	177
飲食業		713	782	713	782	—	—	—	—	0	21
教育、学習支援業		1,180	1,689	1,180	1,689	—	—	—	—	0	—
医療、福祉		1,759	2,322	1,759	2,322	—	—	—	—	—	—
その他のサービス		5,939	4,477	5,726	4,368	199	100	—	—	46	54
国・地方公共団体等		10,760	11,448	4,415	4,862	6,333	6,576	—	—	—	—
個人		12,696	12,532	12,696	12,532	—	—	—	—	355	190
その他		5,155	4,906	8	7	1,385	1,030	34	118	—	1
業種別合計		93,067	95,622	52,058	51,511	20,715	19,350	34	118	1,237	1,248
1年以下		23,247	23,293	9,316	9,363	4,704	2,131	34	118		
1年超3年以下		12,236	21,780	3,007	9,666	4,228	4,813	—	—		
3年超5年以下		14,196	13,962	6,866	7,494	7,330	6,382	—	—		
5年超7年以下		7,486	6,046	6,032	5,343	1,453	703	—	—		
7年超10年以下		12,300	9,697	9,604	5,952	2,696	3,745	—	—		
10年超		13,711	8,416	13,408	6,842	302	1,573	—	—		
期間の定めのないもの		9,888	12,425	3,821	6,848	—	—	—	—		
残存期間別合計		93,067	95,622	52,058	51,511	20,715	19,350	34	118		

（注） 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成20年度、平成21年度ともに改定後の日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

貸倒引当金は「資産査定事務取扱要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

なお、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減については37ページに掲載しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度
製造業	268	184	△ 83	△ 53	184	131	—	—
農業、林業、漁業	19	14	△ 5	11	14	25	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	244	280	36	5	280	286	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	—	—	2	2	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	16	22	6	142	22	165	—	—
卸売業、小売業	221	210	△ 10	29	210	240	—	—
金融業、保険業	1	0	△ 0	27	0	28	—	—
不動産業	93	93	△ 0	2	93	96	—	—
宿泊業	209	225	16	71	225	297	—	—
飲食業	14	12	△ 1	△ 0	12	12	—	—
教育、学習支援業	—	0	0	△ 0	0	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	351	469	117	△ 198	469	270	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	260	244	△ 15	△ 58	244	186	—	—
その他	0	0	△ 0	0	0	1	—	—
合計	1,704	1,764	59	△ 20	1,764	1,743	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成20年度、平成21年度ともに改定後の日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター (R & I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S & P)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成 20 年		平成 21 年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	16,312	—	19,451
10%	—	10,654	—	7,890
20%	2,206	24,313	2,307	28,403
35%	—	2,561	—	2,352
50%	1,192	894	1,001	1,056
75%	—	12,515	—	12,016
100%	85	22,221	98	20,977
150%	—	107	—	66
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	93,067		95,622	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務取扱規程」や「資産査定事務取扱要領」等により、適切な事務取扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,021	980	4,629	4,308	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引には投資信託の裏付け資産が該当します。投資信託については、有価証券に係る投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定しています。また、長期決済期間取引は該当ありません。

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
①派生商品取引合計	1	1	0	0
(i) 外国為替関連取引	0	1	0	0
(ii) 金利関連取引	0	0	0	0
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	0	—	—	—
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	1	1	0	0

	平成20年度	平成21年度
担保の種類別の額	—	—

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

	平成20年度	平成21年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

上場株式、上場優先出資証券、投資信託等のリスクの認識については、時価評価および予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況を、リスク管理委員会又はALM委員会に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施しております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区 分	平成20年度		平成21年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	289	289	399	399
非 上 場 株 式 等	234	234	364	364
合 計	523	523	763	763

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 投資信託の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等を含めております。
 3. 上記の「非上場株式」は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業有限責任組合出資持分等です。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
売 却 益	64	9
売 却 損	115	11
償 却	—	—

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
評 価 損 益	△ 88	△ 46

二. 子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当ありません。

(8) 金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例：貸出金・有価証券・預け金等)について、金利変動により発生するリスク量をみるものです。当金庫の平成22年3月末の金利リスク量は、過去5年間の金利変動データに基づき統計処理(99%タイル値)によって求められた金利変動幅を使用した場合、1,269百万円となりました。

なお、要求払預金(普通預金、当座預金等)の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がありません。お客様の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、要求払預金の50%相当額を期間帯「1年超3年以内(平均2.5年)」に全額置き、リスク量を算定しています。

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	1,516	1,269

地域社会への貢献・活性化をめざして

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、地元の中小企業者や、住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預りした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様にご融資を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

会員数：13,476名
出資金：583百万円



●預金積金に関する事項（地域からの資金調達の状況）

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

当金庫が扱っている商品については24ページをご覧ください。

預金積金残高87,015百万円

●貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

お客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しております。企業の設備資金に89億円、運転資金に233億円、地方公共団体に48億円をご融資しております。また、個人のお客様には、住宅関連資金67億円、消費資金に69億円をご融資しております。

当金庫が扱っている商品については、25ページをご覧ください。

貸出金残高 50,860百万円

預金積金に占める貸出金の割合 58.45%

●貸出以外の運用に関する事項

お客様からお預かりした資金をご融資のほか、信金中央金庫への預け金や有価証券で運用しております。

有価証券については、204億円となりました。なお、有価証券の運用については、国債を中心に安全第一を心がけております。

預け金残高 19,930百万円

有価証券残高 20,491百万円

買入金銭債権残高

300百万円

預金積金に占める有価証券の割合 23.54%

●取引先への支援・サービス等について

経営者の異業種交流・親睦を図る場として、経済・文化公演会や経営研究会等を行う「日本海しんきんビジネスクラブ」を平成5年に発足、お客様相互の発展と繁栄のお手伝いをしております。また、(株)ベンチャーリンクと提携し、経営者の方々に経営情報を提供、取引先のご紹介、セミナー開催など、経営のお役に立てるサービスを提供させていただきます。各事業所の新入社員の方を中心に、招待講師による新入社員研修を開催しております。その他、年金アドバイザーの専門スタッフを擁しており、お客様への情報サービス、相談業務にお答えしております。

地域社会への貢献・活性化のため、平成21年度より学校の校庭芝生化事業について、当金庫はその趣旨に賛同し、支援を行ってまいります。また、平成21年9月には周布小学校にスプリンクラーを寄贈いたしました。



新入職員研修



校庭芝生化事業参加



スプリンクラー寄贈

●決算に関する事項

平成21年度は、収益面は、貸出金利回りや市場金利の低下等で資金運用収益は減少となりましたが、国債等債券売却益の増加に加え、費用の面では、経費（人件費）の減少、貸倒引当金繰入や株式等売却損が大幅に減少した結果、経常利益145百万円、当期純利益123百万円の計上となりました。

今後も積極的な業務展開を推進し、安定的な収益確保を図り、更なる地域貢献が果たせるよう努めてまいります。



雪舟庭園（益田市）



石見 豊ヶ浦（浜田市）



岩龍寺の滝（江津市）

地域行事参加

国府海岸クリーン作戦



BB大鍋フェスティバル



献血活動



石見子供神楽『どんちっち祭り』開催

「なつかしの国石見」には、全国に誇れる宝物があります。それは、青い海と緑の大地とふるさとの文化遺産とも云える“石見神楽”です。

石見人の気質にあった石見神楽は、日本国内はもとより海外公演においても絶大な人気と評価を受けています。軽快なリズムにのり、躍動感溢れる勇壮華麗な舞に加え絢爛豪華な衣装と演出による、娯楽性豊かな歴史物語です。今や地域の人たちが誇りと自信を持ってふるさと自慢できる石見神楽に進化成長して、祭りやイベントなど諸行事に欠くことのできない郷土芸能となっています。

しかし、近年の少子高齢化と若者の県外流出により先人たちが守り育ててこられた貴重な「ふるさとの文化遺産」の保持および伝承、振興が非常に危惧されており、後継者育成が重要な課題となっております。

郷土芸能を大人から引継ぎ一緒に守る子供達の晴れの舞台として、又、体験の場、交流の場となることを願い、平成20年度から石見子供神楽「どんちっち祭り」を開催しております。今年は平成22年1月17日に開催いたしました。今後も引き続き開催してまいります。



当金庫主催の催し物等



ゲートボール大会



グランドゴルフ大会（浜田地区）



グランドゴルフ大会（江津地区）



ソフトボール大会



囲碁大会



年金友の会

後継経営者育成塾「せがれ塾」

事業開始までの経緯

当金庫岡田理事長は、地域の核となる企業の志の高い後継経営者に参加していただく次世代にきちんとバトン渡しをするための環境を作り、後継経営者を育成することが地域再生、ひいては地域活性化に繋がると考え、「せがれ塾」の組成を決定しました。

経営者には企業を永続させ、次世代へと事業資産を引き継ぐことが求められており、そのために必要な正しい経営の知識・見識を身につける場所と機会を提供し、また、当金庫と後継経営者の関係構築、金庫職員の経営相談能力の向上を図ってこうとするものです。

これらの活動は日本海信用金庫の“責務”であるとの熱い思いから平成16年11月18日に後継経営者育成塾「せがれ塾」を発足させました。

事業の特色

当金庫営業地区内の核となる企業の志の高い後継経営者十数名が参加しております。外部講師（地元県立大学の講師、地域企業の代表者、大学教授、島根県、金融機関等）による講演会開催、専任講師によるセミナーの開催、地域施設の見学等を行っております。また、当金庫理事長を「塾長」とし、塾長自ら講義を行うこともあります。

本講座では後継経営者だけでなく、当金庫からも担当職員が勉強会へ参加し、共に課題に取り組み、相談に乗りながら講座を進めております。当金庫職員も真の意味で取引先のパートナーとなるべく後継経営者と共に学び、語り合い、共に成長をし、地域経済の発展に貢献したいと考えております。塾生OBとも繋がりを持続していくために、せがれ塾「発会式」や「卒業式」または各講演会等にも声をかけており、現塾生との交流を図り、「絆」をさらに深めております。また、理事長はせがれ塾生の結婚式には仲人や塾生の第二の親父として参列しております。

平成21年度の参加人数、延べ参加人数

平成21年度（第4期生）は、16名（うち当金庫塾生4名）で、第1期生から現在の第4期生の数は、延べ70名（うち当金庫塾生18名）です。

受講者の声

- 事業の仕組み、戦略の作成方法、人材育成などいろいろな視点で考え、様々な方法に気づいた。
- 様々な出会いと経験ができ、人脈の確保ができた。
- 目標に対しての戦略、意識の向上が図られた。
- 自社の業歴、経営理念について、家族・役員と本気で話し合うことができた。
- 各地のビジネスマッチングに参加し自社の参考となるヒントが得られた。
- セミナーに参加して、自社の将来を考えると真剣に新部門参入の必要性が明確になった。また、せがれ塾に参加し異業種間で知人ができ、経営について本気で勉強することができた。

今後の展望

今後の展望・課題等は“せがれ”の“せがれ”もまた「せがれ塾」に入塾してもらえるよう継続して運営したいと思います。また、経営者には企業を永続させ、次世代へと事業資産を引き継ぐことが求められていることから、さらに地域企業との継続的な関係構築のため、若手経営者に後継経営者としての必要な知識・見識を身につける勉強の場・機会を提供したいと思います。より実践的なセミナー等の開催を行い、課題解決に向けて計画性を持ち、積極的な活動を展開し、地域の核となる志の高い後継経営者として、地域の発展や活性化に繋がる活動を期待するとともに塾生OBに対しても、あらゆる面で継続的な交流等を行ってまいります。



発会式



セミナー風景



ハバロフスク現地商談会



ウラジオストク市内視察



卒業式

地域密着型金融の推進に関する事項

当金庫の地域密着型金融の推進に対する基本的な考え方は、「自分たちが生まれ、育てられた地域に対しその「責任金融機関」として、地域に対する永続的な使命をいかに果たし続けるか、また、単なる金融支援だけでなく、事業そのものの再生支援の期待が大きいなかで、持続可能な地域経済への貢献を図っていく」ということです。そのために、一つ目には「日本海信用金庫ブランド」確立のため、“顧客満足度の向上”、“社会的責任への対応”、“法令遵守の徹底”を掲げ、二つ目には「絆の経営実践のために」として、“地域再生と活性化への積極的な支援”、“地域課題解決への協力”、“地域産業再生への支援”、そして三つ目に「リスク管理態勢の強化とガバナンスの向上」を掲げ、それぞれ個別項目に対して、さらに強化、推進しております。

21年度における取組み実績について

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援

①創業・新事業支援の取組み

倒産・廃業が増加している当地域において、「目利き力」を生かして、積極的に起業、第2創業を支援していくことは、地域の活性化のためにも重要な業務として位置付けております。融資については、プロパー資金に加えて、保証協会付「創業者支援資金」を活用しておりますが、21年度の融資実績としては15件・426百万円でした。今後も新たな事業の創造に対して資金提供のみならず、情報提供等を図り推進を行っていきます。

農業生産法人を設立し認定農業者として農業分野への事業拡大を図る取引先には、法人設立、事業計画策定を、資金提供等に対しては、島根県・浜田市等行政と連携を進めております。農業分野は、当地域における基幹産業として今後も積極的に取組む方針であります。

新規事業として江津市に建設中である大型高齢者専用賃貸住宅（100室・診療所併設）のシンジケート・ローンに、貸出人としてコミットメント期間付タームローン形態で参加しました。また、島根県が2010年度力を注ぐ新産業創出プロジェクトの受け皿となる企業、新事業を立ち上げようとする企業、成長性の高い企業に対し、投資による資金面での支援を拡充強化するため、企業育成ファンドにも出資しています。

②経営改善支援等の取組み

21年度は経営支援先として、営業店において20先、審査管理部経営支援課において9先の合計29先を選定し、定期的なヒアリング等で取引先の財務内容の分析、問題点・経営課題の抽出および経営改善実抜計画書の策定に取組んでまいりました。特に本部支援先の数社に対しては、定例業況報告会にも参画し、業況把握に努めています。その結果、21年度の実績は、ランクアップ3先、変動なし24先、劣化2先、ランクアップ率12.0%となりました。リーマンショック以降、地域経済の疲弊等で取引先の財務体力も弱く、少子高齢化の影響で廃業・事業清算等も増加しています。地元の金融機関として、地元取引先の事業存続を図るためにも今後も必要な重要業務と認識しており、22年度以降も経営支援課1名増員により、営業店と一体となって、経営改善支援の強化に取組んでまいります。

また期中管理にも重点を置き営業店と連携、単なる融資支援だけでなく、業績改善と資金繰り緩和が図れることを主眼とし、「ローンレビュー会議」を原則毎月1回開催し、21年度の開催回数は9回・延先数24社を各営業店長を含めて行いました。また、営業店経営支援先は年間2回の報告書の提出と融資担当者会議での発表等を通じて、営業店・本部が一体となって経営改善支援の進捗管理を行っています。

③事業再生支援

中小企業支援協議会と連携した事業譲渡による再生への取組み例として、雇用への影響は勿論のこと地場産業への影響も大きく、当地域全体の衰退に繋がりがかねないとの判断で、「地域事業の維持・雇用の確保」を最優先に考え、メイン債権者の理解を得ながら再生計画に携わりました。今日までRCCの活用やDDSの先進的な手法にも取組んでまいりました。今後も地元中小企業の事業再生を図るべく、あらゆる角度から検討し取組んでまいります。

④承継事業支援

事業承継の取組みとして、信金中央金庫等との連携によりM&A支援を推進しています。今年度の成約はございませんでしたが、今後もより取組みを強化して地域事業・雇用の確保に取組んでまいります。

また若手経営者育成・支援をすることが地域再生・地域活性化に繋がると考え、後継経営者育成塾「せがれ塾」を発足させました。詳しくは、15ページをご覧ください。

(2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

①担保・保証に過度に依存しない融資の推進

中小企業の金融円滑化への取組みを積極的に行っており、中小企業者からの幅広いニーズに応えるために、21年10月に担保・保証に過度に依存せず迅速な対応を可能としたプロパー融資商品、日本海しんきん「絆」の取扱いを開始いたしました。22年3月末現在、9件・35百万円の実績を計上しました。事業先への経営指導、アドバイスを促し、定期的なヒアリングを実施することで経営改善、業況変化等の実態把握を図る商品として、今後も積極的に資金提供を図ってまいります。

また不動産、人的保証に依存しない新たな融資手法として、売掛金・棚卸資産を担保とした保証協会付「流動資産担保保証制度（ABL）」につきましては、当金庫としても積極的に推進したことで21年度の実績は6件・105百万円となりました。ABLについては当金庫独自のプロパー商品は開発しておりませんが、今後も保証協会と連携し積極的に活用していく方針であります。

②シンジケート・ローンの取組み

資金提供の多様化への取組みとして、信金中央金庫等よりの紹介により、貸出人として21年度3件・305百万円のシンジケート・ローンへ参画しました。今後も地域性、事業性、エージェントの信頼性、リスク等を考慮して取組んで参ります。

(3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

グローバル経済は地域経済を疲弊し少子高齢化の進む中、地元地域全体の活性化という面的視点に立ち取組んでいます。ひとつの事例として、先進的な取組みや広く実践されることが望ましいと中国財務局より、平成20年度顕彰対象となりました「島根あさひ社会復帰促進センター」を核とした地域活性化へ向けた取組みがございます。

また21年度につきましても、当地域内にある老舗温泉活性化のため、危機感を抱いた旅館組合の若手メンバーを中心に温泉街並開発事業が進捗しており、地元金融機関として計画当初より関わり、資金提供のみでなく行政、協調先金融機関等と交渉、折衝し、温泉旅館等の再生も含めて、地域の活力が高まる取組みを行なっています。

経営改善支援の取組み実績

【21年4月～22年3月】

(単位：先数)

(単位：%)

	期初債務者数					経営改善支援 取組み率	ラ ン ク ア ッ プ 率	再 生 計 画 策 定 率
	A	α	αのうち期末 に債務者区分 がランクアップ した先数 β	αのうち期末 に債務者区分 が変化しなかつた先数 γ	αのうち再生 計画を策定し た先数 δ			
正 常 先 ①	639	4		3	0	0.6%		0.0%
要 注 意 先 ②	387	22	2	19	9	5.7%	9.1%	40.9%
要 注 意 先 ③	10	0	0	0	0	0.0%	—	—
破 綻 懸 念 先 ④	55	3	1	2	2	5.5%	33.3%	66.7%
実 質 破 綻 先 ⑤	20	0	0	0	0	0.0%	—	—
破 綻 先 ⑥	20	0	0	0	0	0.0%	—	—
小 計 (②～⑥の計)	492	25	3	21	11	5.1%	12.0%	44.0%
合 計	1,131	29	3	24	11	2.6%	10.3%	37.9%

(注)・期初債務者数及び債務者区分は21年4月当初時点まで整理しております。

・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含めていません。

・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めていません。

・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。

・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しております。

・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めていません。

・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかつた先数を記載しております。

・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。

・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

金融円滑化への取組に関する事項

当金庫は、平成22年1月14日に「金融円滑化管理方針」を制定し、「取組方針」と「金融円滑化推進のための態勢整備」を当金庫のホームページ上へ公表しております。また、「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」並びに「金融円滑化実務マニュアル」をもとに、推進態勢を整備し、役職員に周知徹底させるとともに、これまで同様に地域金融の円滑化に真摯に取り組んでまいります。

つきましては、以下の通り中小企業者および住宅ローンをご利用のお客さまに対する当金庫の金融円滑化管理に関する基本方針や金融円滑化措置の実施に向けた態勢の概要等について説明させていただきます。

なお、取扱期間中の条件変更等の申込を受付けた貸付債権の額および件数についても記載しております。

1. 金融円滑化管理に関する基本方針の概要

＜府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要＞

＜基本方針＞

- ・お客様の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や条件変更等の対応に努めてまいります。
- ・お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うために、役職員は事業価値を適切に見極めるための能力向上に努めてまいります。
- ・融資取引に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
- ・お客様からの融資取引に係る問い合わせ、相談、要望および苦情への対応を適切に実施するように努めてまいります。
- ・お客様の金融円滑化を図るため、他の金融機関、政府系金融機関、保証協会等と緊密な連携を図ります。

2. ご返済条件の変更等の状況を適切に把握するための体制の概要

＜府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要＞

- ・当金庫は、この基本方針に則り、金融円滑化に必要な運営・管理を目的として、本部審査管理部に「金融円滑化管理部門」を設置し、金融円滑化管理部門の審査管理部長を金融円滑化管理責任者とし、必要に応じて「地域密着型金融推進委員」を構成委員とする会議を招集し、重要事項等を協議する体制とし、必要に応じて常勤理事会および、理事会に報告しています。
- ・当金庫は、住宅ローンセンター相談窓口については平成21年5月25日に設置しており、金融円滑化の各種のご相談に迅速かつ的確にお応えできるよう、平成21年12月9日に「金融円滑化相談窓口」を全営業店に設置しております。
- ・お客さまからのご返済条件の変更等のお申込み・ご相談については、各営業店で記録・保管するとともに進捗管理を徹底いたします。また、定期的に取組状況を検証し、必要に応じて改善および指導を行ってまいります。
- ・「専用フリーダイヤル」の設置について
本部（審査管理部）に、お客様よりのご相談に迅速に対応するために、専用フリーダイヤルを設置いたしております。
(1) フリーダイヤル番号 0120-194-455（当庫営業エリア内の固定電話のみ可）
(2) 受付時間 営業日の午前9時～午後5時

3. ご返済条件の変更等に対する苦情相談を適切に行うための体制の概要

＜府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要＞

お客さまからの新規のお借入や、ご返済条件の変更等にかかる苦情相談をお受けするために、各営業店に設置しています「金融円滑化相談窓口」とは別に、経営企画部コンプライアンス課に「苦情相談窓口」を設置しております。謝絶理由等に対して、誠意を持って丁寧に説明しても、お客さまからの理解が得られず苦情案件となった場合は、苦情相談処理規程、コンプライアンス規程に則り対応・処理いたします。

「苦情相談窓口」は下記のとおりです。

連絡先 経営企画部コンプライアンス課

(1) 電話番号 0855-22-1851

(2) 受付日等 営業日の午前9時～午後5時

4. 中小企業者のお客さまの事業についての改善または再生の支援を適切に行うための体制の概要

＜府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要＞

当金庫は、ご返済条件の変更等を行った中小企業のお客さまについて、定期的にモニタリングを実施し、経営改善状況等を確認させていただき、お客さまにとって必要と判断した場合には、経営相談・経営指導・経営改善計画策定サポートなどを通じた、経営改善支援、企業再生支援に向けて審査管理部および各営業店が一体となって取り組んでまいります。

金融円滑化法第4条・第5条に基づく措置の実施状況

1. 債務者が中小企業者である場合

(1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,429	2,738
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	1,029	1,662
うち、実行に係る貸付債権の額	277	1,345
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	44
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	751	271
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	400	1,076
うち、実行に係る貸付債権の額	98	1,007
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	29
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	302	38
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0

(2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	54	140
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	30	73
うち、実行に係る貸付債権の数	13	56
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	5
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	17	11
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	24	67
うち、実行に係る貸付債権の数	9	59
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	2
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	15	5
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1

2. 債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も債権を有する場合

(1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	706	939
うち、実行に係る貸付債権の額	224	877
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	8
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	481	53
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0

(2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	15	24
うち、実行に係る貸付債権の数	4	21
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	11	2
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0

3. 債務者が住宅資金借入者である場合

(1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	125	196
うち、実行に係る貸付債権の額	12	68
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	56
うち、審査中の貸付債権の額	104	41
うち、取下げに係る貸付債権の額	7	29

(2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	13	21
うち、実行に係る貸付債権の数	1	8
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	4
うち、審査中の貸付債権の数	10	4
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	5

総代会制度について

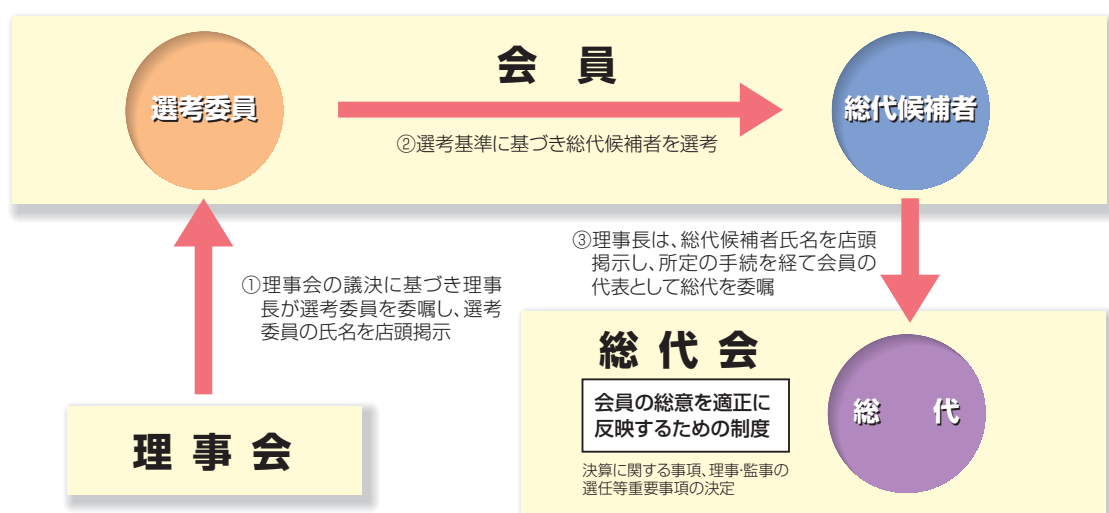
信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適切な手続により選任された総代により構成運営されます。

さらに、当金庫では総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会のしくみ

総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
 - ・ 総代の定年は75歳です。
 - ・ 総代の定数は120人以内で会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、平成22年6月30日現在の総代数は96人で平成22年3月末日の会員数は13,476人です。

選 任 区 域		総代数
1区	浜田市地区(第2区及び第3区は除く)	51
2区	浜田市のうち三隅町・弥栄町地区	7
3区	浜田市のうち旭町・金城町・邑智郡邑南町のうち(一部)地区	6
4区	江津市、大田市のうち仁摩町、温泉津町地区	26
5区	益田市地区	6

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の手続を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(注) 総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - ・ 当金庫の会員であること
- ② 適格要件
 - ・ 総代としてふさわしい見識を有している者
 - ・ 良識をもって正しい判断ができる者
 - ・ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ・ その他総代選考委員が適格と認めた者

平成22年2月9日に総代選考委員会を開催しました。



総代選考委員会の様子

選任区域	総 代 氏 名					
第1区	新山 弘	山本 英孝	山崎 勝志	戸津川 寛	松本 直樹	(株)三浦工務店
	百本 博昭	中山 善之	前本 征生	俵 靖徳	吉田 勝久	有田 誠治
	石田 雅昭	伊原 政勝	本多電気工事(有)	久保田 英治	伊藤 俊平	俵 芳徳
	浦田 明彦	大谷 太	本川 満	三浦 邦夫	郭 世香	江木 修二
	飯田 統通	(株)電設サービス	(株)石田弥太郎商店	堀脇 正	堤 光博	教重 静雄
	大崎 寛	沖野 巖	大川 清志	大原 正男	福田 宏	前田 保徳
	佐々木 豪一	橋本鐵工(株)	植 忠文	伊藤 剛	宮下 義重	古藤 辰雄
	倉本 給都	森本 一正	石原 久信	高見 庄平	中村 勝平	桑本 達夫
	寺岡 勝夫	名田 景造	表田 映二			
第2区	吉田 千昭	矢富 俊春	河野 睦未	久保 智完	藤田 教造	後藤 直樹
	浜崎 史朗					
第3区	山本 覚	大賀 強	岡村 宏	榎岡 正明	岡本 義徳	中田 哲徳
第4区	住田 一良	南山 泰志	田中 壽	有田 康人	青木 史郎	永島 孝
	後藤 佳弘	堀江 成	鹿取 義一	茅島 昇	森口 裕行	平下 智隆
	田才 光治	永井 好輔	日興建材(有)	浅野 知宏	内田 民生	村尾 千代昭
	山根 廣志	黒川 一夫	南原 謙次郎	横田 昭雄	近江 隆寛	高岩 綾子
	吉村 一孝	後山 宏昌				
第5区	田原 良隆	高橋 完太	(株)キヌヤ	ジャスト商事(株)	岡崎 三喜男	坂本 靖夫

平成22年6月末現在

第59回通常総代会決議のご報告

平成22年6月28日開催の通常総代会において、下記のとおり決議されましたのでご報告申し上げます。

報告事項 第87期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件
 第2号議案 従たる事務所（周布出張所）の廃止に伴う定款一部変更の件
 第3号議案 会員除名の件
 第4号議案 任期満了に伴う理事選任の件
 第5号議案 任期満了に伴う監事選任の件
 第6号議案 退任理事ならびに退任監事に対する退職慰労金贈呈の件

その他協議報告事項

原案通り承認可決されました。



会員皆様のお声を経営に生かすために総代懇談会を開催しております

平成21年11月25日開催

協同組織形態の日本海信用金庫は、会員の代表である総代によって総代懇談会を開催し、当年度上期の経営内容をお知らせすると共に、日本海信用金庫の経営に会員の皆様の率直なご意見、多様な考えを反映させてまいります。



リスク管理債権・金融再生法開示債権

リスク管理債権とは、「破綻先債権」および「延滞債権」に加え今後注意を要する「3ヶ月以上延滞債権」、債務者の経営再建等を図る目的として支援させていただいた「貸出条件緩和債権」であります。

自己査定上の「破綻先」に対する貸出金は「破綻先債権」、「実質破綻先」および「破綻懸念先」に対する貸出金は「延滞債権」として開示を行うこととなっております。

また、金融再生法開示債権の保全状況も開示いたしております。

これにより透明度の高いディスクロージャーとなっております。

●リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分		残 高	担保・保証	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	20年度	1,273	424	849	100.00%
	21年度	1,093	272	821	100.00%
延滞債権	20年度	2,865	1,762	913	93.37%
	21年度	2,607	1,478	918	91.91%
3ヶ月以上延滞債権	20年度	2	1	0	100.00%
	21年度	2	2	0	100.00%
貸出条件緩和債権	20年度	140	43	19	45.00%
	21年度	62	20	15	56.45%
合 計	20年度	4,282	2,231	1,783	93.76%
	21年度	3,766	1,773	1,755	93.71%

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者

②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者

③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者

④会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者

⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

①上記「破綻先債権」に該当する貸出金

②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金

3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元金又は利息の支払いが約定日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

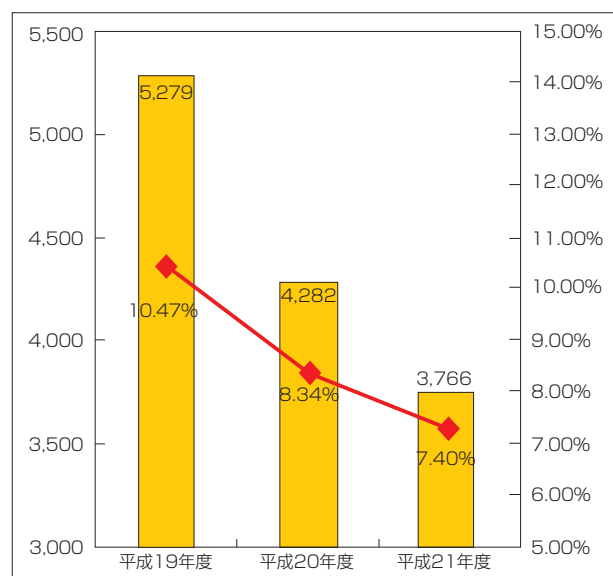
5. なお、これらの開示額は、担保による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

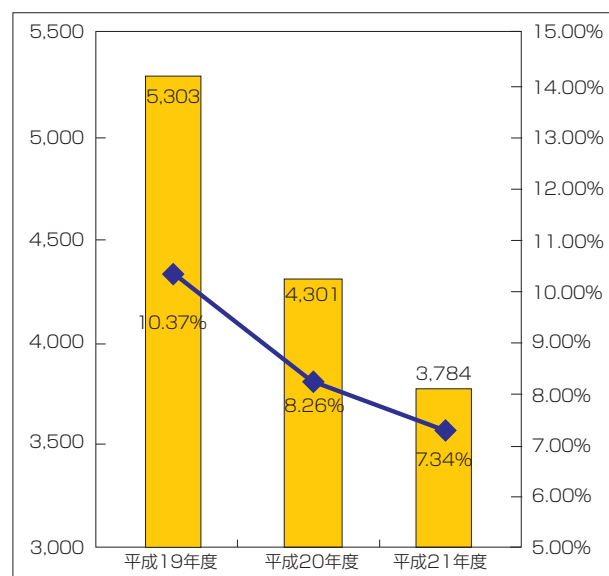
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

●リスク管理債権額の推移



●金融再生法開示債権額の推移



棒グラフ……………リスク管理債権額及び金融再生法開示債権額 (単位：百万円)

折れ線グラフ……………リスク管理債権比率及び金融再生法開示債権比率 (単位：%)

●金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

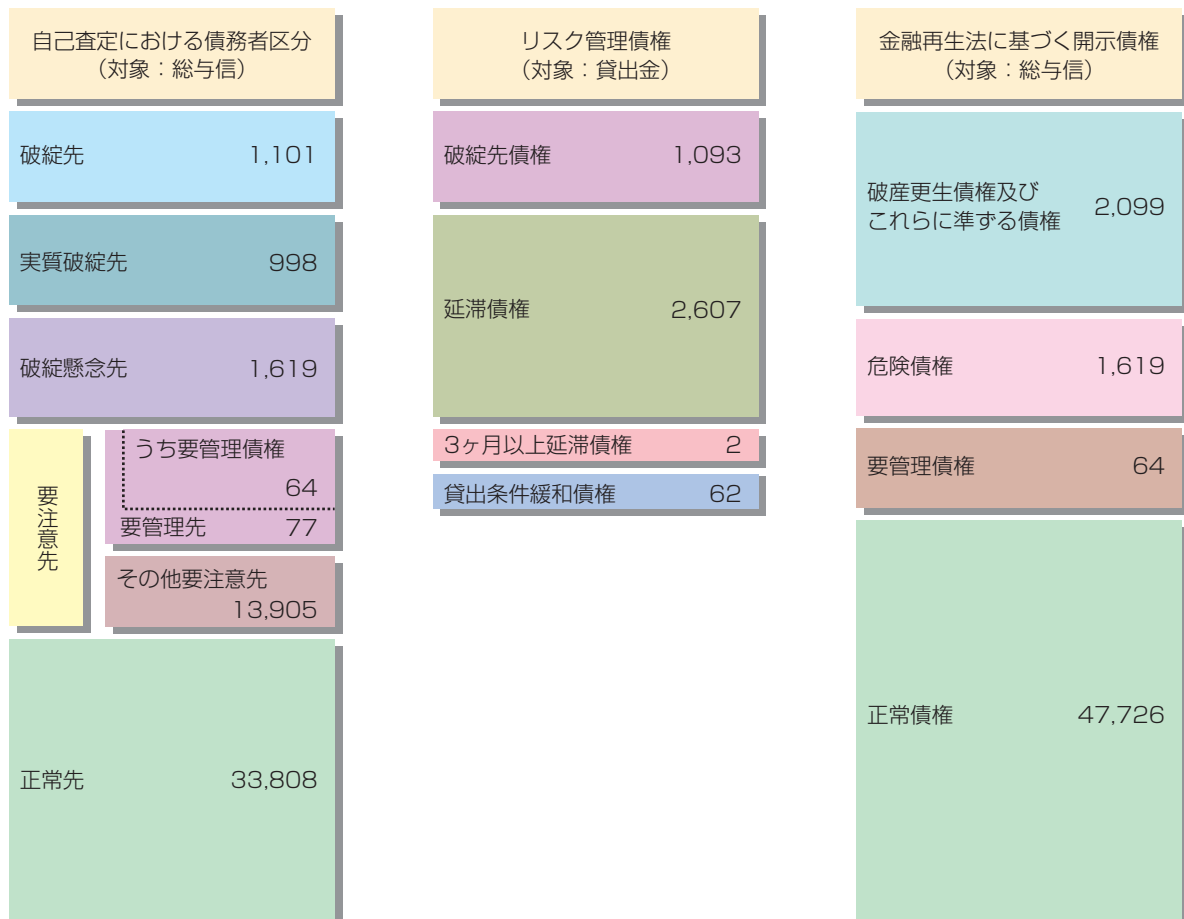
(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)		保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
				担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)		
金融再生法上の不良債権	20年度	4,301	4,033	2,250	1,783	93.77%	86.93%
	21年度	3,784	3,547	1,787	1,759	93.74%	88.08%
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	20年度	2,458	1,140	1,318	100.00%	100.00%
		21年度	2,099	850	1,249	100.00%	100.00%
	危険債権	20年度	1,700	1,063	445	88.76%	69.86%
		21年度	1,619	913	494	86.91%	69.97%
	要管理債権	20年度	142	45	19	45.77%	19.59%
		21年度	64	22	16	60.94%	38.10%
正 常 債 権	20年度	47,757					
	21年度	47,726					
合 計	20年度	52,058					
	21年度	51,511					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

●「自己査定における債務者区分」と「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」との関係

(単位：百万円)



業務のご案内

協同組織の地域金融機関である日本海しんきんは、地域の中小企業や個人の皆様に対する円滑な金融・情報サービスを提供するため、小口多数取引に徹した営業活動を決め細やかに展開しています。また、多様化する地域の皆様のニーズにお応えすべく、商品、サービス内容の充実にも日々努めてまいります。

預金業務

種 類		特 色	期 間	お預け入れ金額
総	合 口 座	1冊の通帳に普通預金と定期預金がセットでき、貯める・支払う・借りるの3つの機能で家計用口座として便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上
普	通 預 金	給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払いなど家計簿がわりの口座として便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上
貯	蓄 預 金	貯蓄型ですが、普通預金の便利さに、市場金利に応じた利率を採り入れ、10万円以上で残高に応じて高利回りとなります。	出し入れ自由	1円以上
通	知 預 金	まとまったお金の短期間運用に最適です。	据置期間 7日間以上	1万円以上
当	座 預 金	会社や商店のお取引先に小切手・手形をご利用いただく預金で、効率的な資金管理にも最適です。	出し入れ自由	1円以上
納	税 準 備 預 金	納税日に備えて準備しておく税金納付資金専用の預金です。	納税時引出し	1円以上
決	済 用 預 金	決済用預金の3要素(①無利息②要求払い③決済サービスを提供できること)を満たすもので、預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
定 期 預 金	大 口 定 期 預 金	市場実勢金利を適用し、預金の中でも最も有利な金利となっています。大口資金の運用に適した預金です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
	スーパ-定期預金	短期貯蓄設計や資金運用に有利な利回りが利用いただけます。	1ヵ月以上 5年以内	100円以上
	変動金利定期預金	預入れ日の6ヵ月毎に金利変動に応じて利息が見直される預金です。	1年、2年、3年	100円以上
	期日指定定期預金	利息が利息を生む1年複利で、お預入れ期間に応じた利率が適用され、1年経過後はいつでも引出しができます。	最長3年	100円以上 300万円未満
定	期 積 金	目標に向かって毎月一定額を積み立てる預金で、確かな財産づくりができます。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上
財	形 年 金 預 金	毎月の給料から天引きで、老後の生活設計に利用いただける年金資金を貯める預金です。	5年以上	100円以上
財	形 住 宅 預 金	毎月の給料から天引きで、住宅資金を貯める預金です。	5年以上	100円以上
一	般 財 形 預 金	毎月の給料から天引きで、貯蓄目的は自由です。	3年以上	100円以上
譲	渡 性 預 金	大口の余裕資金を短期間に運用するのに有利な預金で、必要なときには満期前に譲渡することができます。	2週間以上 2年以内	5,000万円以上

融資業務

法人・事業者様向けローン

種 類	特 色	期 間	融資金額
一 般 の ご 融 資	手形割引・・・一般商業手形等の割引を致します。 手形貸付・・・仕入資金等の短期運転資金をご融資致します。 証書貸付・・・設備資金等の長期の資金需要にお応え致します。 当座貸越・・・約定金額まで当座決済資金をご融資致します。	—	—
各 種 制 度 融 資	信用保証協会等の有利な制度融資を積極的にお取り扱い致しております。 制度融資をご利用の際はぜひ「日本海しんきん」にご用命ください。	—	—
★ ス ペ シ ャ ル A	地元企業を対象とし、事業に必要な運転・設備資金をご融資致します。	5年以内	1企業 5,000万円以内
★ビジネスローン「絆」	中小企業を対象とし、健全な発展と事業継続・支援を目的に運転・設備資金をご融資致します。	5年以内	1企業 500万円以内
★不動産活用ローン「パッション」	地域密着型金融の積極的推進を図るために、所有不動産を有効利用することで、保証に過度に依存しない商品です。	10年以内	5,000万円以内
★個人事業者向けローン「スモール・ローン」	個人事業者を対象とし、迅速に、事業に必要な運転資金・設備資金をご融資します。	5年以内	青色申告者500万円以内 白色申告者200万円以内
代 理 貸 付	(株)日本政策金融公庫・信金中央金庫等のご融資のお取り扱いは、「日本海しんきん」の窓口をご利用ください。	—	—

個人様向けローン

種 類	特 色	期 間	融資金額
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築、増改築、住居用土地、住宅購入にご利用下さい。なお、金利は固定と変動を自由に選択いただけます。がん保障特約付、三大疾病保障特約付団体信用生命保険もご利用できます。	35年以内	8,000万円以内
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	お住まいの増改築に必要な資金にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
個 人 ロ ー ン	ゆとりある生活実現のため、プランにあわせ幅広くご利用いただけるローンです。	8年以内	500万円以内
カ ー ロ ー ン	新車購入資金、免許取得費用、車検、修理費等にご利用いただけるローンです。お取引内容により優遇金利がご利用いただけます。	8年以内	500万円以内
★ 新 型 フ リ ー ロ ー ン	お使いみちはご自由（事業資金は除きます）です。金融機関、信販、クレジット、消費者金融の借換え資金にもご利用できます。融資金額により返済期間は異なります。	10年以内	300万円以内
★ ク イ ッ ク ロ ー ン 200	お使いみちはご自由です。事業資金にも使えます。	5年以内	200万円以内
★ ニ ー ズ ロ ー ン 大 黒	マイホーム新築時の不足金、住宅資金の借換等にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
★ 教 育 ロ ー ン ふ り り	お子様の教育に必要な資金にご利用いただけます。就学中はカードローンタイプでのご利用もできます。	当貸+証貸 最長16年4ヶ月	300万円以内
子 育 て 応 援 プ ラ ン	小学校入学前のお子様をお持ちの方を対象に、出産・子育てにかかる資金にご利用いただけます。	5年以内	100万円以内
★ 新 型 給 振 ロ ー ン	給与振込をご指定いただいたお客さまがお手軽にご利用いただけます。お使いみちはご自由です。	5年以内	100万円以内
カ ー ド ロ ー ン	毎日の暮らしの中で思いがけない出費や、急にお金が必要になった時にご利用ください。カード1枚でお気軽にご利用いただけるローンです。	3年更新	500万円以内
★ フ リ ー ロ ー ン ・ モ ア	お使いみちはご自由です。ただし、事業資金は除きます。	7年以内	300万円以内
★ ビ ッ グ カ ー ド ロ ー ン	お使いみちはご自由です。ただし、事業資金は除きます。土地、建物の担保が必要です。	20年以内	1,000万円以内

★印の商品は、他金融機関にはない日本海しんきんのオリジナル商品です。

●商品ご利用に当たっての留意事項

当金庫では、お客様の多様なニーズに合った各種ローンを取り揃えておりますが、商品には、契約時の金利が上下する変動金利型商品や、保証会社の保証付融資には利息の他に保証料が必要となるものなどがございます。ローンお申し込みの際には、商品の内容を職員におたずねいただき、お客様の目的にあった商品をお選びください。

その他の商品

お客様の幅広いニーズにお応えするため、各種商品を取り揃えております。

投資信託窓口販売	お客様の多様な資産運用ニーズに幅広くお応えできるように、いろいろなタイプの商品をご用意しております。1万円から、株式・債券・不動産投資信託に分散投資できます。
国債の窓口販売	長期利付国債、中期利付国債、割引国債のお取扱いをいたしております。
個人向け国債	固定金利（3年・5年）および変動金利（10年）のお取扱いをいたしております。1万円から購入でき、一定期間経過後であれば、中途換金も可能な個人向けの国債です。
生命保険窓口販売 （個人年金保険・終身保険）	老後の生活資金・教育資金・住宅購入資金といった、様々な生活スタイルに合わせてご利用いただける保険で、定額個人年金保険・変額個人年金保険・一時払終身保険を取り扱っております。
生命保険窓口販売 （医療保険・がん保険）	万一の病気やケガ、がんによる入院・通院・手術などに備える保険です。
生命保険窓口販売 （学資保険）	お子様の進学時期に合わせて教育資金をご準備いただける貯蓄型の保険です。
損害保険窓口販売	当金庫では、住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険と積立傷害保険を取り扱っております。

各種サービス

ご預金・ご融資以外にも為替業務等金融に関わる各種サービス業務をお取扱いしています。

サービス名	内 容
為 替 サ ー ビ ス	当金庫本支店をはじめ、オンラインによって結ばれた全国各地の金融機関のご指定預金口座へ送金、振込、代金取立を確実に迅速にお応えできます。
キ ャ ッ シ ュ サ ー ビ ス	当金庫の本支店、全国の信用金庫、郵便局のキャッシュコーナーでご入金・お引出しができます。また、全国のほとんどの金融機関などでもお引出しができます。
A T M 振 込	キャッシュカードおよび振込カードで ATM によりお振込ができます。 （ATM で振込出来ない店舗もありますので窓口でお尋ねください。）
F A X 振 込	オフィスから通常の FAX 送信と同様の操作で簡単に振込ができます。
自 動 受 取 り	給与、ボーナスや年金、配当金などが簡単な手続きで毎回自動的に指定口座へ振込まれます。
自 動 支 払 い	電気料、水道料、電話料、NHK 受信料、ガス料、授業料、各種クレジット料金などが、一度の振替手続きにより、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
貸 金 庫	預金証書、有価証券、権利証などお客様の大切な財産を安全にお預かりいたします。 ＜取扱店：本店＞
夜 間 金 庫	当金庫の営業時間終了後や休業日でも、売上金などを安全にお預かりいたします。翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。（夜間金庫のない店舗もありますので窓口でお尋ねください。）
ア ン サ ー シ ス テ ム	お手元の電話やファクシミリで、ご指定の預金口座の入出金や残高照会および振込や取立入金の通知などサービスがご利用いただけます。
ホ ー ム バ ン キ ン グ	多機能電話によりお客さまが残高、振込の照会や当金庫本支店間および他金融機関宛への振込・振替ができます。
フ ァ ー ム バ ン キ ン グ	専用端末機により総合振込、給与振込、口座振込ができます。また、ホームバンキングサービス（照会、振込、振替）の取扱いもできます。
テ レ ホ ン バ ン キ ン グ	一般電話、公衆電話、携帯電話、PHS 等により、入出金や残高照会および振込・振替の取扱いができます。
法人インターネットバンキング	インターネットに接続可能なパソコンにより総合振込、給与振込、口座振替、残高照会、入出金明細、資金移動がご利用できます。
個人インターネットバンキング	インターネットに接続可能なパソコンにより残高照会、入出金明細、資金移動がご利用できます。また、携帯電話（NTT ドコモ、au、ソフトバンク）からもご利用できます。
マルチペイメントネットワーク	個人・法人インターネットバンキングを利用して、当金庫所定の官庁、企業、自治体など収納機関に対して税金・各種料金の振込が行えます。
ペイジー口座振替受付サービス	ペイジー口座振替受付サービスの端末が設置されている企業の受付窓口でキャッシュカードと暗証番号により口座振替の受付が可能となるサービスです。
外 国 通 貨 の 両 替	海外へビジネスや旅行でお出かけの際は、外国通貨（米ドル）の両替を行っております。 ＜取扱店：本店、長浜支店＞

手数料一覧

●為替手数料（1件あたり：消費税を含む）（平成22年6月末現在）

項 目			振込金額	口座からの振替		現 金	
				一 般	会 員		
振 込 手 数 料	A T M振込	当金庫あて	3万円未満	無 料	無 料	210円	
			3万円以上			315円	
		他行庫あて	3万円未満	367円	262円	525円	
			3万円以上	525円	420円	735円	
	窓口振込（電信・文書）	当金庫あて	3万円未満	105円	無 料	420円	
			3万円以上	315円			210円
		他行庫あて	3万円未満	525円	420円	945円	
			3万円以上	735円	630円		
	【個人】 インターネット・モバイルバンキング テレホンバンキング	当金庫あて	3万円未満	無 料	無 料		
			3万円以上				
		他行庫あて	3万円未満	210円	105円		
			3万円以上				
	【法人】 インターネットバンキング	当金庫あて	3万円未満	52円	無 料		
			3万円以上	105円			
		他行庫あて	3万円未満	420円	315円		
			3万円以上	630円	525円		
	F B ・ H B 振込 ・ F A X 振込	当金庫あて	3万円未満	105円	無 料		
			3万円以上	210円			105円
		他行庫あて	3万円未満	420円	315円		
			3万円以上	630円	525円		
	為替自動振込	当金庫あて	3万円未満	52円	無 料		
			3万円以上				
		他行庫あて	3万円未満	420円	315円		
			3万円以上	630円	525円		

・当金庫会員のお客さまには、一律105円の手数料優遇がございます。
・ATMでのお振込みにはご利用時間により別途利用手数料がかかります。

・口座からの振替とは、振込金額全額について口座から払出しされた場合をいいます。
・IB・FB・HB・FAX振込・テレホンバンキングについては、別途月額利用料が必要となります。

●円貨両替手数料（平成22年6月末現在）

お取扱枚数	窓 口	両替機
1 ～ 100枚	105円 日本海信金の通帳またはキャッシュカードをお持ちいただいたお客様につきましては、1日1回の両替手数料を無料とします。	100円 日本海信金のキャッシュカードを両替機で読み取りいただいたお客様につきましては、1日1回の両替手数料を無料とします。
101 ～ 200枚	210円	200円 (100円硬貨が2枚が必要です)
201 ～ 300枚		
301 ～ 400枚		
401 ～ 500枚		
501 ～ 600枚	525円	400円 (100円硬貨が4枚が必要です)
601 ～ 700枚	630円	
701 ～ 800枚	735円	
801 ～ 900枚	840円	
901 ～ 1000枚	945円	600円 (100円硬貨が6枚が必要です)
1001枚以上	1,050円	

※ 両替枚数の基準は、窓口および得意先係による集配金時におけるお客様のお持込枚数またはお受取枚数のいずれか多いほうの合計枚数です。
※ 両替機での1回のお受取枚数は、1,500枚までとさせていただきます。（ご希望金額によっては最大枚数までの両替ができない場合がございます。）
※ 両替機設置店舗 本店営業部（浜田市殿町）
※ 手数料無料となる両替
○汚損した紙幣・硬貨の交換 ○記念硬貨への交換

●個人情報開示手数料（平成22年6月末現在）

個人情報開示手数料	1,575円
-----------	--------

※お受け取り方法が郵送の場合には、簡易書留郵便として別途380円をお支払いいただきます。

●外国送金手数料（信金中央金庫取次業務）（平成22年6月末現在）

内 容		
送 金 手 数 料	電信送金1件	4,500円
取 引 手 数 料	外貨建外貨払い、円貨建円貨払いの場合必要	送金額に対して0.05% (最低2,500円)
支 払 銀 行 手 数 料	支払銀行手数料が送金人負担の場合必要	2,500円

※ 外国送金につきましては、送金手数料+取引手数料+支払銀行手数料が必要となります。
※ 円貨建外貨払いの場合で支払銀行手数料が受取人負担の場合の手数料合計は、4,500円となります。

●その他手数料、利用料等（平成22年6月末現在）

項 目				手数料
ネットサービス	ネット利用料	当金庫および全国の信用金庫	平 日	8:45～18:00 無 料 18:00～21:00 105円
			土曜日	9:00～14:00 無 料 14:00～21:00 105円
			日曜・祝日	9:00～21:00 105円
		山陰合同銀行	平 日	8:45～18:00 無 料 18:00～21:00 105円
			土曜日	9:00～17:00 105円
			日曜・祝日	9:00～17:00 105円
	他業態		平 日	8:45～18:00 105円 18:00～21:00 210円
			土曜日	9:00～17:00 210円
			日曜・祝日	9:00～17:00 210円

※各ATMコーナーにより営業時間が異なります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

預金・その他	当座関係	小切手1冊（50枚綴）		630円
		約束手形1冊（25枚綴）		420円
		為替手形1冊（25枚綴）		420円
		㊟約束手形用紙1枚		525円
		㊟手形口座開設手数料		3,150円
		自己宛小切手1枚		525円
	その他	再発行手数料 カード・通帳・証書1件		1,050円
		預金口座振替手数料(所定のものに5%上乗)		有 料
		取引履歴照会（一般）預金		(資料枚数×10円+300円) +消費税
		取引履歴照会（官公庁）預金		(資料枚数×21円) +郵送料
		残高証明書発行	当金庫所定用紙	525円
		預 金	当金庫所定用紙以外	1,050円
		株式・出資払込保管証明書発行手数料		払込金額×2/1000円 +消費税
		ANSER入出金明細通知加入料（月額）		1,050円
		法人インターネットバンキング利用料（月額）		3,150円
		個人インターネットバンキング利用料（月額）		105円
		ファームバンキング利用料（月額）		3,150円
		ホームバンキング利用料（月額）		1,050円
		テレホンバンキング利用料（月額）		105円
		FAX振込利用料（月額）		1,050円
		デビットカード加盟店基本料（月額）		600円
		貸金庫使用料 （年額）	A 型	6,300円
			B 型	10,080円
			C 型	12,600円
			D 型	15,120円

●各種入金帳発行手数料および集金業務利用料（平成22年6月末現在）

入金帳発行手数料		徴求手数料
当座入金帳	1冊（50枚複写）	3,150円
普通預金入金帳	1冊（100枚）	6,300円
代金取立手形通帳	1冊（16頁）	1,050円
FAX振込サービス依頼書	1枚	無 料
両替票	1冊	無 料
集金業務利用料		各入金帳は有料
夜間金庫利用料（月額）		2,100円
無鑑査集金利用料（月額） （週単位集金回数×5,250円）	週1回ペース	5,250円
	週2回ペース	10,500円
	～	～
	週6回ペース	31,500円

●融資関連手数料（平成22年6月末現在）

種 類		手 数 料	
カードローン関係手数料			
事業者カードローン口座維持（2年毎）		21,000円	
証明書関係手数料			
融資残高証明発行（当金庫所定用紙）		525円	
融資残高証明発行（当金庫所定用紙以外）		1,050円	
融資可能証明書発行		10,500円	
住宅取得控除用証明書再発行		525円	
保証書関係手数料			
保証書発行（変更保証書含む）		1,050円	
条件変更関係手数料			
返済条件変更（証書貸付）		5,250円	
任意繰上償還（証書貸付）（一部・全額繰上）		5,250円	
保証人変更		5,250円	
債務引受		10,500円	
住宅・アパートローン関係手数料			
住宅・アパートローンの新築・借替・リフォーム資金 （中古物件、当庫ローン・住公借替、他行肩代り含む）		31,500円 （全国保証は別途52,500円）	
全額繰上返済	繰上返済額が 当初融資額の	50%以上	31,500円
		30%以上50%未満	21,000円
		10%以上30%未満	10,500円
		10%未満	無 料
一部繰上返済	繰上返済額が 当初融資額の	50%以上	21,000円
		30%以上50%未満	10,500円
		30%未満	5,250円
金利変更（固定変動選択型） 固定⇄変動		5,250円	
返済条件変更		5,250円	
保証人変更		5,250円	
担保変更（極度変更、追加設定、一部解除、譲渡等）		15,750円	
担保解除		10,500円	
委任状再発行		5,250円	
委任状発行		1,050円	
不動産担保関係手数料（住宅・アパートローン関係以外）			
抵当権・根抵当権担保設定 （新規設定、譲受）		設定金額1千万円未満	5,250円
		設定金額1千万円以上5千万円未満	10,500円
		設定金額5千万円以上	21,000円
任意繰上償還（一部・全額繰上）		5,250円	
返済条件変更		5,250円	
保証人変更		5,250円	
担保変更（極度変更、追加設定、一部解除、譲渡等）		15,750円	
担保解除		10,500円	
委任状再発行		5,250円	
委任状発行		1,050円	

※手数料金額には消費税を含みます。

※保証会社付消費者ローン、保証協会付融資等は別途定めがございます。

※くわしくは窓口にお問い合わせください。

●手形・小切手手数料等（平成22年6月末現在）

項 目		浜田手形交換所 (呈示期間前の手形)	他手形交換所 (手形・小切手)
代金取立手数料 (割引手形含)	当金庫同一店内あて	210円	
	当金庫本支店あて		
	他行庫あて		630円
その他	不渡手形返却料	840円	
	取立手形組戻料		
	送金・振込組戻料		
	その他特殊取扱	実 費	

※益田手形交換所・江津手形交換所は浜田手形交換所へ統合されました。（平成19年4月16日）

資料編

【財務諸表】

貸借対照表／資産の部

(単位：百万円)

科 目	第86期 平成20年度	第87期 平成21年度
(資 産 の 部)		
現 金	1,731	1,686
預 け 金	16,022	19,930
買 入 金 銭 債 権	—	300
有 価 証 券	21,630	20,491
国 債	5,842	5,960
地 方 債	600	697
社 債	11,538	10,222
株 式	92	99
その他の証券	3,556	3,510
貸 出 金	51,304	50,860
割 引 手 形	361	241
手 形 貸 付	2,779	3,076
証 書 貸 付	42,966	43,079
当 座 貸 越	5,196	4,463
そ の 他 資 産	467	569
未 決 済 為 替 貸	12	14
信 金 中 金 出 資 金	158	293
未 収 収 益	261	239
その他の資産	34	21
有 形 固 定 資 産	1,394	1,336
建 物	528	494
土 地	776	758
リ ー ス 資 産	9	7
その他の有形固定資産	78	76
無 形 固 定 資 産	4	4
ソ フ ト ウ ェ ア	0	0
その他の無形固定資産	4	4
繰 延 税 金 資 産	34	14
債 務 保 証 見 返	658	574
貸 倒 引 当 金	△ 2,039	△ 2,017
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,768)	(△ 1,746)
資 産 の 部 合 計	91,209	93,750

貸借対照表／負債及び純資産の部

(単位：百万円)

科 目	第86期 平成20年度	第87期 平成21年度
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	84,731	87,015
当 座 預 金	736	898
普 通 預 金	26,788	27,766
貯 蓄 預 金	1,067	1,035
通 知 預 金	133	20
定 期 預 金	50,855	52,401
定 期 積 金	4,505	4,204
その他の預金	643	687
借 用 金	1,418	1,350
借 入 金	1,418	1,350
そ の 他 負 債	351	307
未 決 済 為 替 借	9	9
未 払 費 用	254	225
給 付 補 て ん 備 金	7	8
未 払 法 人 税 等	1	1
前 受 収 益	43	37
払 戻 未 済 金	2	0
リ ー ス 債 務	9	7
その他の負債	23	17
賞 与 引 当 金	66	65
退 職 給 付 引 当 金	212	185
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	68	83
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	4	4
偶 発 損 失 引 当 金	2	3
債 務 保 証	658	574
負 債 の 部 合 計	87,513	89,589
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	581	583
普 通 出 資 金	581	583
利 益 剰 余 金	3,433	3,533
利 益 準 備 金	582	581
その他利益剰余金	2,850	2,952
特 別 積 立 金	2,830	2,800
当 期 未 処 分 剰 余 金	20	152
会 員 勘 定 合 計	4,014	4,117
その他有価証券評価差額金	△ 319	43
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 319	43
純 資 産 の 部 合 計	3,695	4,160
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	91,209	93,750

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	第86期 平成20年度	第87期 平成21年度
経 常 収 益	2,272,611	2,187,435
資 金 運 用 収 益	1,969,825	1,826,556
貸 出 金 利 息	1,490,967	1,400,094
預 け 金 利 息	149,655	136,127
有価証券利息配当金	322,871	289,348
その他の受入利息	6,330	986
役務取引等収益	174,794	171,121
受入為替手数料	88,874	85,962
その他の役務収益	85,919	85,159
その他業務収益	62,091	178,680
外国為替売買益	1,554	55
国債等債券売却益	48,798	164,371
その他の業務収益	11,738	14,253
その他経常収益	65,900	11,077
株 式 等 売 却 益	64,136	9,555
その他の経常収益	1,763	1,521
経 常 費 用	2,248,611	2,042,173
資 金 調 達 費 用	272,770	230,257
預 金 利 息	242,078	194,059
給付補てん備金繰入額	6,611	7,459
借 用 金 利 息	24,080	28,737
役務取引等費用	141,317	139,501
支払為替手数料	28,868	30,287
その他の役務費用	112,448	109,213
その他業務費用	47,494	51,666
国債等債券売却損	12,200	164
国債等債券償還損	35,054	—
国債等債券償却	—	51,414
その他の業務費用	240	87

平成21年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成22年6月29日

日本海信用金庫

理 事 長

岡田久樹



(単位：千円)

科 目	第86期 平成20年度	第87期 平成21年度
経 費	1,531,240	1,495,279
人 件 費	1,000,866	963,164
物 件 費	503,665	506,375
税 金	26,708	25,739
その他経常費用	255,788	125,469
貸倒引当金繰入額	139,529	106,477
株式等売却損	115,385	11,772
その他の経常費用	873	7,219
経 常 利 益	23,999	145,261
特 別 利 益	476	721
固定資産処分益	—	0
償却債権取立益	73	18
その他の特別利益	403	703
特 別 損 失	4,089	19,967
固定資産処分損	180	1,253
減 損 損 失	3,909	18,714
税引前当期純利益	20,386	126,016
法人税、住民税及び事業税	1,314	1,122
法人税等調整額	2,570	1,221
当 期 純 利 益	16,501	123,672
前 期 繰 越 金	4,203	29,103
当期末処分剰余金	20,705	152,776

●剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第86期 平成20年度	第87期 平成21年度
当期末処分剰余金	52,350,091	152,776,522
当期末処分剰余金	20,705,541	152,776,522
利益準備金積立超過取崩額	1,644,550	—
特別積立金取崩額	30,000,000	—
剰 余 金 処 分 額	23,246,507	125,121,738
利 益 準 備 金	—	1,860,000
普通出資に対する配当金	23,246,507	23,261,738
(配 当 率)	(年4%)	(年4%)
特 別 積 立 金	—	100,000,000
次 期 繰 越 金	29,103,584	27,654,784

平成20年度及び平成21年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

【貸借対照表（平成20年度）】

（注）１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- ２．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- ３．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 7年～39年 |
| その他 | 3年～20年 |
- ４．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- ５．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によるものであります。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は9百万円、「その他負債」中のリース債務は9百万円増加しております。

- ６．外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を計しております。
- ７．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

- ８．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- ９．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（388百万円）については、15年による投分額を費用処理しております。当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成20年3月31日現在）
- | | |
|----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,345,817百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 1,638,798百万円 |
| 差引額 | △292,981百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成20年3月31日現在）
- | |
|---------|
| 0.1198% |
|---------|

- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高264,186百万円及び繰越不足金28,795百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当金庫は、当期の財務諸表上、特別掛金23百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 10．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 11．隠匿借金払戻損失引当金は、利益計上した隠匿借金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

- 12．偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- 13．所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

- 14．消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

- 15．理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,007百万円

- 16．有形固定資産の減価償却累計額 2,297百万円

- 17．貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- リース取引に関する会計基準適用初年度開始時の所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得原価相当額及び減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(単位：百万円)		
	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	81	37	43
計	81	37	43

- ② 未経過リース料期末残高相当額
- | | |
|------|--------|
| 一年以内 | 14 百万円 |
| 一年超 | 28 |
| 合計 | 43 |

（注）未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払引込み法により算定しております。

- ③ 支払リース料及び減価償却費相当額
- | | |
|----------|--------|
| 支払リース料 | 14 百万円 |
| 減価償却費相当額 | 14 |

- ④ 減価償却費相当額の算定方法
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- 18．貸出金のうち、破綻先債権額は1,273百万円、延滞債権額は2,865百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 19．貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 20．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は140百万円あります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利

息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 21．破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,282百万円あります。

なお、18．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 22．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は361百万円あります。

- 23．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	担保資産に対応する債務
有価証券 112百万円	預金 1百万円
預け金 1,508百万円	借入金 1,418百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金4,500百万円を差し入れております。

- 24．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は150百万円あります。

- 25．出資1口当たりの純資産額 317円92銭

- 26．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下29．まで同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位：百万円)					
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国 債	—	—	—	—	—
地方債	299	291	△8	1	10
社 債	—	—	—	—	—
その他	1,100	982	△117	—	117
合 計	1,399	1,273	△126	1	128

- （注）１．時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

- 2．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

その他有価証券で時価のあるもの (単位：百万円)

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	57	44	△13	1	14
債 券	17,450	17,531	80	207	127
国 債	5,744	5,842	97	106	9
地方債	298	301	2	2	—
社 債	11,406	11,388	△18	98	117
そ の 他	2,820	2,433	△386	6	393
合 計	20,328	20,009	△319	215	534

- （注）１．貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2．「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

- 27．当期中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	2,241	112	127

- 28．時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額 (単位：百万円)

内 容	金 額
満期保有目的の債券	—
事業債	150
その他有価証券	—
非上場株式	48
その他の証券	22

- 29．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	1,076	11,808	4,812	283
国 債	2	3,552	2,287	—
地方債	—	500	—	100
社 債	1,074	7,755	2,525	183
そ の 他	594	654	273	1,500
合 計	1,670	12,462	5,086	1,783

- 30．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し込を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,659百万円あります。このうち、契約残存期間が1年以内のものが5,044百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極限額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 31．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入金算入限度額超過額	513百万円
減価償却費繰入金算入限度額超過額	39百万円
賞与引当金	23百万円
役員退職慰労引当金	21百万円
退職給付費用	65百万円
有価証券評価損	146百万円
繰越欠損金	112百万円
減損損失	8百万円
その他	29百万円
繰延税金資産小計	960百万円
評価引当額	△925百万円
繰延税金資産合計	34百万円
繰延税金負債合計	—百万円
繰延税金資産の純額	34百万円

【平成20年度注記 損益計算書】

- （注）１．記載金額は千万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2．出資1口当たり当期純利益金額 1円41銭

- 3．当期において、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ3カ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地 域	主 な 用 途	種 類	減損損失(千円)
浜 田 市	営業用店舗 2カ店	事業用不動産	3,022
江 津 市	営業用店舗 1カ店	事業用不動産	886
合 計			3,909

資産のグループリングについては、営業用店舗は営業店（本店営業部、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は当該資産をグループリングの最小単位としております。また、本館は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※)	74,681	11,991	163	178
借入金	—	—	—	1,350
合 計	74,681	11,991	163	1,528

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、30. まで同様であります。

(単位：百万円)				
満期保有目的の債券	種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	299	305	5
	社債	150	155	5
	その他	—	—	—
	小 計	449	460	10
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	94	87	△7
	社債	—	—	—
	その他	1,000	918	△81
	小 計	1,094	1,005	△88
合 計		1,544	1,466	△78

(単位：百万円)				
その他の有価証券	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	36	32	4
	債券	12,444	12,198	245
	国債	4,165	4,067	77
	地方債	303	299	4
	社債	7,975	7,812	163
	その他	1,060	1,035	15
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	13,531	13,267	264
	株式	14	14	△0
	債券	3,892	3,917	△25
	国債	1,756	1,801	△45
	地方債	—	—	—
	社債	2,086	2,116	△19
合 計	その他	1,442	1,617	△175
	小 計	5,348	5,549	△201
		18,880	18,817	63

29. 当事業年度中に売却したその他の有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	79	9	8
債 券	6,989	164	0
国 債	3,654	80	—
地方債	—	—	—
社 債	3,035	83	0
そ の 他	24	—	3
合 計	6,793	173	11

30. 減損処理を行った有価証券

その他の有価証券の時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、51百万円（投資信託51百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券の時価の下落率が50%以上の銘柄をすべて、また30%以上50%未満の銘柄のうち、回復する見込みがあると認められるもの以外としております。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを行うことを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,852百万円であります。このうち、契約残存期間が1年以内のものが2,805百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約程度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金繰上限度超過額	475百万円
減価償却費損金繰上限度超過額	36百万円
賞与引当金	23百万円
役員退職慰労引当金	25百万円
退職給付引当金	57百万円
有価証券評価損	67百万円
繰越欠損金	89百万円
減損損失	14百万円
その他	30百万円
繰延税金資産小計	819百万円
評価性引当額	△786百万円
繰延税金資産合計	33百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債	—
繰延税金負債合計	△19百万円
繰延税金負債の純額	14百万円

(注)【平成21年度注記 損益計算書】

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出費1口当たり当期純利益金額 10円61銭
3. 当期において、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ5カ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地 域	主 な 用 途	種 類	減損損失(千円)
浜 田 市	営業用店舗3カ所	事業用不動産	8,688
江 津 市	営業用店舗2カ所	事業用不動産	10,025
合 計			18,714

資産のグループングについては、営業用店舗は営業店（本店営業部、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は当該資産をグループングの最小単位としております。また、本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

※ 会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月27日

日本海信用金庫
理 事 会 御 中

あす監査法人

指 定 社 員 公認会計士 高橋義則

業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 高山裕三

業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 築地新豊

業務執行社員

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、日本海信用金庫の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 監事の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私たちが監事は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第87期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査部その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

一 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あす監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

該当事項はありません。

平成22年 6月 3日

日本海信用金庫

監事(常勤) 小池 満

監 事 砂田 忠

監 事 岩倉初吉

(注) 監事岩倉初吉は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

【経営に関する指標】

●総資金利鞘の状況

(単位：％)

	平成20年度	平成21年度
資金運用利回	2.13	1.91
資金調達原価率	2.01	1.86
総資金利鞘	0.12	0.05

●資産利益率の状況

(単位：％)

	平成20年度	平成21年度
総資産経常利益率	0.02	0.15
総資産当期純利益率	0.01	0.12

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

●業務粗利益の状況

(単位：千円、％)

	平成20年度	平成21年度
資金運用収支	1,697,054	1,596,299
資金運用収益	1,969,825	1,826,556
資金調達費用	272,770	230,257
役務取引等収支	33,477	31,620
役務取引等収益	174,794	171,121
役務取引等費用	141,317	139,501
その他業務収支	14,597	127,013
その他業務収益	62,091	178,680
その他業務費用	47,494	51,666
業務粗利益	1,745,128	1,754,933
業務粗利益率	1.89	1.84

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

●資金運用・調達勘定の状況

(単位：平均残高／百万円、利息／千円、利回／％)

	平均残高		利息		利回り	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
資金運用勘定	92,153	95,242	1,969,825	1,826,556	2.13	1.91
うち貸出金	49,585	49,913	1,490,967	1,400,094	3.00	2.80
うち預け金	20,662	24,623	149,655	136,127	0.72	0.55
うち有価証券	21,740	20,289	322,871	289,348	1.48	1.42
資金調達勘定	88,824	91,639	272,770	230,257	0.30	0.25
うち預金積金	87,735	90,259	248,690	201,519	0.28	0.22
うち借入金	1,089	1,380	24,080	28,737	2.21	2.08

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

●受取利息、支払利息の状況

(単位：千円)

	平成20年度			平成21年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	8,202	△16,366	△8,164	6,105	△149,374	△143,269
うち貸出金	△10,939	△69,784	△80,723	10,010	△100,883	△90,873
うち預け金	△9,970	16,539	6,569	58,401	△71,929	△13,528
うち有価証券	42,162	23,827	65,989	△20,855	△12,668	△33,523
支払利息	3,682	11,301	14,983	9,982	△52,495	△42,513
うち預金積金	493	5,411	5,904	7,315	△54,486	△47,171
うち借入金	8,758	△529	8,229	5,972	△1,315	4,657

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法により算出しています。

【預金に関する指標】

●預金・譲渡性預金残高

(単位：百万円)

	平成20年度		平成21年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
流動性預金	28,726	31,997	29,721	33,295
うち有利息預金	27,989	31,224	28,822	32,497
定期性預金	55,360	55,452	56,606	56,649
うち固定金利定期預金	50,817	50,948	52,378	52,364
うち変動金利定期預金	37	37	23	31
その他	643	286	687	314
計	84,731	87,735	87,015	90,259
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	84,731	87,735	87,015	90,259

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

●定期預金残高

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
定期預金	50,855	52,401
固定金利定期預金	50,817	52,378
変動金利定期預金	37	23
その他	—	—

【貸出金に関する指標】

●科目別貸出金残高

(単位：百万円)

	平成20年度		平成21年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
割引手形	361	390	241	250
手形貸付	2,779	2,401	3,076	2,171
証書貸付	42,966	41,400	43,079	42,854
当座貸越	5,196	5,392	4,463	4,637
合計	51,304	49,585	50,860	49,913

●預貸率

(単位：%)

	平成20年度	平成21年度
期末預貸率	60.54	58.45
期中平均預貸率	56.51	55.30

(注) 預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

●金利種別貸出金残高

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
貸出金	51,304	50,860
変動金利	24,133	24,072
固定金利	27,170	26,787

●貸出金業種別内訳

(単位：百万円、比率：%)

	平成20年度			平成21年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	109	3,983	7.76	100	3,938	7.74
農 業、林 業	6	75	0.14	6	67	0.13
漁 業	6	360	0.70	5	234	0.46
鉱業、採石業、砂利採取業	3	97	0.18	4	125	0.24
建 設 業	206	5,032	9.80	199	4,738	9.31
電気、ガス、熱供給、水道業	11	493	0.96	10	511	1.00
情 報 通 信 業	2	21	0.04	1	3	0.00
運 輸 業、郵 便 業	32	1,354	2.63	34	1,412	2.77
卸 売 業、小 売 業	245	6,664	12.98	231	6,556	12.89
金 融 業、保 険 業	13	1,568	3.05	10	1,593	3.13
不 動 産 業	33	2,573	5.01	30	2,385	4.68
物 品 賃 借 業	4	648	1.26	4	509	1.00
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	12	318	0.62
宿 泊 業	19	1,981	3.86	22	2,078	4.08
飲 食 業	70	520	1.01	71	630	1.23
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	50	1,499	2.94
教育、学習支援業	9	1,158	2.25	10	1,678	3.29
医 療、福 祉	35	1,693	3.29	36	2,223	4.37
その他のサービス	140	4,766	9.28	60	1,782	3.50
小 計	943	32,994	64.31	895	32,288	63.48
地 方 公 共 団 体	10	4,397	8.57	10	4,845	9.52
個人(住宅・消費・納税資金等)	5,467	13,912	27.11	5,189	13,726	26.98
合 計	6,420	51,304	100.00	6,094	50,860	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、平成20年度、平成21年度とともに改定後の日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。

●貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,214	1,142
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	15,515	14,698
そ の 他	—	—
計	16,729	15,840
信用保証協会・信用保険	13,376	13,420
保 証	8,819	8,183
信 用	12,378	13,415
合 計	51,304	50,860

●債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
当 金 庫 預 金 積 金	6	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	275	240
そ の 他	—	—
計	281	240
信用保証協会・信用保険	68	61
保 証	308	272
信 用	—	—
合 計	658	574

●貸出金資金使途別内訳

(単位：百万円、比率：%)

	平成20年度		平成21年度	
	貸出金残高	構 成 比	貸出金残高	構 成 比
設 備 資 金	17,013	33.16	17,108	33.63
運 転 資 金	34,290	66.83	33,751	66.36
合 計	51,304	100.00	50,860	100.00

●貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成20年度	292	271	—	※1 292	271
	平成21年度	271	270	—	※1 271	270
個別貸倒引当金	平成20年度	1,707	1,768	99	※2 1,607	1,768
	平成21年度	1,768	1,746	128	※2 1,639	1,746
合 計	平成20年度	1,999	2,039	99	1,900	2,039
	平成21年度	2,039	2,017	128	1,911	2,017

※1：洗い替えによる取崩額 ※2：主として税法による取崩額

【有価証券に関する指標】

●預証率

(単位：%)

	平成20年度	平成21年度
期 末 預 証 率	25.52	23.54
期 中 平 均 預 証 率	24.77	22.47

$$(注) \text{ 預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

●有価証券残高

(単位：百万円)

		平成20年度		平成21年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債		5,842	5,794	5,960	5,280
地 方 債		600	769	697	631
政 府 保 証 債		2,189	1,894	1,798	1,480
公 社 公 団 債		1,692	1,513	1,181	1,412
金 融 債		4,231	3,512	3,758	4,208
事 業 債		3,424	3,399	3,484	3,406
株 式		92	206	99	100
外 国 証 券		2,948	3,526	2,728	2,859
投 資 信 託		488	933	644	718
そ の 他 の 証 券		119	189	137	191
合 計		21,630	21,740	20,491	20,289

●有価証券の残存期間別残高

平成20年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	2	1,274	2,278	777	1,509	—	—	5,842
地 方 債	—	201	299	—	—	100	—	600
社 債	1,074	2,414	5,340	995	1,530	183	—	11,538
株 式	—	—	—	—	—	—	92	92
外国証券	594	380	273	—	200	1,500	—	2,948
そ の 他	—	—	—	—	73	—	534	607
合 計	1,670	4,271	8,191	1,772	3,313	1,783	627	21,630

平成21年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	837	1,344	1,981	—	1,795	—	—	5,960
地 方 債	100	201	301	—	—	94	—	697
社 債	1,006	2,953	3,813	726	1,559	163	—	10,222
株 式	—	—	—	—	—	—	99	99
外国証券	198	404	405	—	403	1,317	—	2,728
そ の 他	—	—	71	—	82	—	628	781
合 計	2,143	4,903	6,573	726	3,840	1,575	727	20,491

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成20年度			平成21年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	199	201	1	299	305	5
	社債	—	—	—	150	155	5
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	199	201	1	449	460	10
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	100	89	△ 10	94	87	△ 7
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	1,100	982	△ 117	1,000	918	△ 81
	小計	1,200	1,071	△ 128	1,094	1,005	△ 88
合 計		1,399	1,273	△ 126	1,544	1,466	△ 78

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成20年度			平成21年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	12	11	1	36	32	4
	債券	13,347	13,139	207	12,444	12,198	245
	国債	5,450	5,343	106	4,165	4,087	77
	地方債	301	298	2	303	299	4
	社債	7,595	7,496	98	7,975	7,812	163
	その他	305	299	6	1,050	1,035	15
	小計	13,666	13,450	215	13,531	13,267	264
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	31	46	△ 14	14	14	△ 0
	債券	4,183	4,310	△ 127	3,892	3,917	△ 25
	国債	391	401	△ 9	1,795	1,801	△ 5
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,792	3,909	△ 117	2,096	2,116	△ 19
	その他	2,128	2,521	△ 393	1,442	1,617	△ 175
	小計	6,343	6,878	△ 534	5,348	5,549	△ 201
合 計		20,009	20,328	△ 319	18,880	18,817	63

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
事業債	150	—
非上場株式	48	48
組合出資金	22	17
合 計	221	66

- (注) 事業債については、平成20年度まで「市場価格のない有価証券」として取扱っていましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）の改正により、平成21年度から「市場価格のある有価証券」として扱うこととなりました。このため、事業債については、平成20年度の計数にのみ含めております。

●売買目的有価証券

該当ございません。

●子会社・子法人等株式および関連法人等株式

該当ございません。

●金銭の信託

該当ございません。

●第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ございません。

金庫の主要な事業内容（業務の種類）

1. 預金及び定期積金の受け入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記 1～3 の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5) に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
 - 日本銀行
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 漁業信用基金協会
 - 日本酒造組合中央会
 - 西日本建設業保証株式会社
 - 財団法人建設業振興基金
 - 社団法人しんきん保証基金
 - 社団法人全国石油協会
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
 - 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (10) 有価証券、貴金属その他物品の保護預り
 - (11) 振替業
 - (12) 両替
 - (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5) に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (14) 金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記 4 により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金証票の販売事務等
 - (2) スポーツ振興法により行うスポーツ振興くじ業務
 - (3) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 275 条第 1 項により行う保険募集

役員一覧

平成22年6月末現在

理事長	岡田 久 樹 (業務統括)	理事	江 木 徳 夫
専務理事	吉 本 晃 司 (相談室委嘱・経営企画部担当)	理事	櫛 山 陽 介
常務理事	清 本 孝 次 (業務推進部長委嘱・内部統制担当)	理事	小 河 英 樹
常務理事	小 池 満 (事務管理部長委嘱・審査管理部担当)	理事	七 田 厚
常勤理事	野 上 俊 文 (本店営業部長委嘱)	監事	砂 田 忠
常勤監事	森 脇 一 夫	監事	岩 倉 初 喜

事業所の名称および所在地

平成22年6月末現在

店舗一覧

●本 店	浜田市殿町83番地1	TEL 0855-22-1850
●西 支 店	浜田市京町58番地	TEL 0855-22-0358
●東 支 店	浜田市朝日町1550番地	TEL 0855-22-0357
●長 浜 支 店	浜市長浜町1528番地2	TEL 0855-27-0305
●周布出張所	浜田市周布町イ61番地1	TEL 0855-24-7300
●駅前支店	浜田市浅井町1583番地	TEL 0855-22-3700
●三 隅 支 店	浜田市三隅町三隅1373番地	TEL 0855-32-2500
●旭 町 支 店	浜田市旭町今市365番地3	TEL 0855-45-1313
●益 田 支 店	益田市あけぼの本町10番地3	TEL 0856-23-3456
●長 沢 支 店	浜市長沢町3036番地	TEL 0855-22-4180
●都 野 津 支 店	江津市都野津町2280番地	TEL 0855-53-0306
●浅 利 支 店	江津市浅利町78番地1	TEL 0855-55-1090
●国 府 支 店	浜田市下府町1671番地3	TEL 0855-28-0205
●江 津 支 店	江津市嘉久志町2305番地9	TEL 0855-52-2620

●サンデーバンキング実施店
(土、日、祝日 ATM 稼働)

店外 ATM コーナー

●ゆめタウン浜田店出張所	●笠 柄 出 張 所	●益 田 サ テ ィ 出 張 所	●グ リ ー ン モ ー ル 出 張 所
●浜 田 市 役 所 出 張 所	●シ テ ィ パ ル ク 浜 田 出 張 所	●ジ ュ ン テ ン ド ー 江 津 出 張 所	
●新 町 出 張 所	●ブ リ ル 出 張 所	●済 生 会 江 津 総 合 病 院 出 張 所	●サンデーバンキング実施店 (土、日、祝日 ATM 稼働)

営業地域一覧

島根県浜田市、江津市、益田市、大田市のうち温泉津町、仁摩町
及び邑智郡邑南町のうち市木、上田所、下田所、上亀谷、下亀谷、鱒淵、
三日市、出羽、山田、淀原、岩屋、久喜、大林、上原、原村、和田、高見、
伏谷、八色石、布施

